

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

1 同和問題

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、社会的不利益を受けてきた問題です。

明治4（1871）年に、いわゆる「解放令」が公布され、長い間続いてきた身分差別は制度のうえではなくなりました。その後、昭和40（1965）年に出された国の「同和対策審議会答申」^{※32}では、同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題であることが明記されました。

さらに、この答申を受けて、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」^{※33}に引き続き、昭和57（1982）年の「地域改善対策特別措置法」（地対法）、昭和62（1987）年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が制定され、ハード・ソフトにわたる同和対策事業が実施されてきました。

また、同和問題の解決に向けた取組は、義務教育においては教科書を無償とする法律の制定や、身元調査に悪用されていた戸籍の閲覧・請求を制限する戸籍法の改正、さらには、就職差別の防止を目的とする統一応募書類の採用など、広く人権尊重の取組へとつながっていきました。

しかしながら、差別発言や差別的な内容の文書が送付されたりする事案などが依然として存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生しています。

こうした状況から、国は、この問題への国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28（2016）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）を施行しました。

（1）現状と課題

この問題の解決のため、県では、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、30年余りにわたって様々な特別対策を実施してきたことにより、同和地区^{※34}を取り巻く状況は大きく改善されてきたことなどから、こうした特別対策は平成13（2001）年度末で終了しました。

※32「同和対策審議会答申」：昭和40（1965）年答申。同和対策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行いまとめたものです。なお、この答申は、戦後の同和行政の大きな指針となっています。

※33「同和対策事業特別措置法」：同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44（1969）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定しています。

※34「同和地区」：同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44（1969）年に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62（1987）年に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14（2002）年3月に失効するまでの間、法律で一定の地域が「対象地域」と指定され、環境改善や同和教育・啓発などの取組が進められてきました。「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域を指します。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

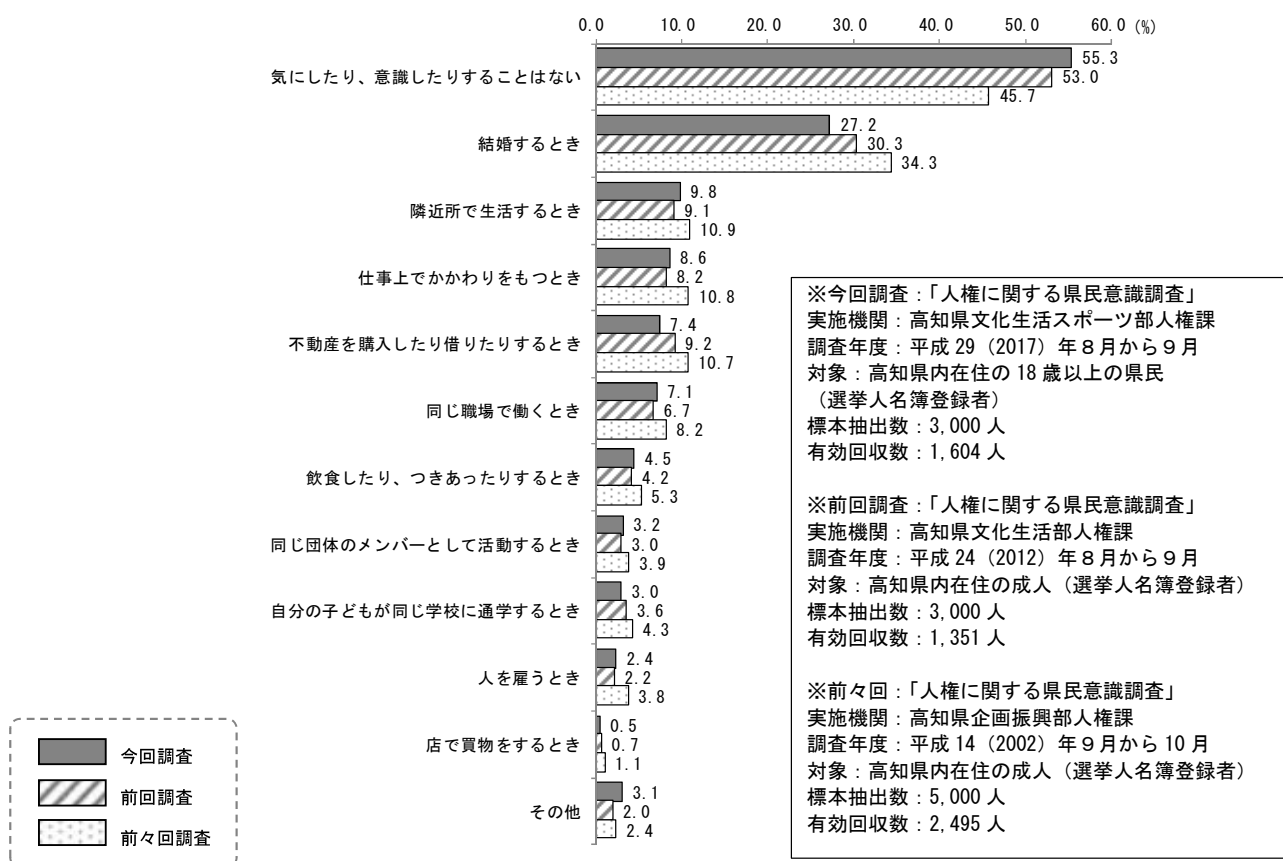
平成 29（2017）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」※35 では、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりする場合について尋ねたところ、「気にしたり、意識したりすることはない」とする回答が 55.3%と半数以上を占める一方で、「結婚するとき」を筆頭に、「隣近所で生活するとき」「仕事上でかかわりをもつとき」の順で、気にしたり意識するとした回答がありました（図 1）。

また、全国的に見ると、インターネットを利用した差別の助長につながる悪質な書き込みが発生しており、こうした同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています。

このため、これまでの同和教育や人権教育、啓発活動で積み上げられてきた成果を踏まえて、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動に引き続き取り組み、同和問題の早期解決を目指していくことが求められています。

図 1 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合（％）

- 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。（○はいくつでも）



※35 「人権に関する県民意識調査」：平成 29（2017）年の 8 月から 9 月に高知県文化体育スポーツ部人権課が実施した意識調査です。高知県内在住の 18 歳以上の県民（選挙人名簿登録者）3,000 人を対象とし、1,604 票の有効回答を得ました。調査方法は、無記名による郵送法で行っています。

なお、この意識調査の結果については、県文化体育スポーツ部人権課のホームページに掲載しています。

表1 差別事象の受付状況

(高知県文化体育スポーツ部人権課)

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
発 言	14	11	7	4	4
落 書	4	4	—	—	—
書 簡	—	—	1	—	1
表 記	—	2	—	—	—
ネッ ト	2	4	1	—	—
合 計	20	21	9	4	5

※ 書 簡：葉書、封書による差別文書

表 記：紙片等に記された差別文書、落書き

ネッ ト：インターネット上に設けられた電子掲示板への書き込みや電子メール等

(2) 人権侵害の主な事例

※ 差別事象事例

ア 差別発言・差別落書き

言葉の持つ歴史的な背景や意味を正しく理解しておらず、人を攻撃したり、蔑んだりするのに使うなどの、安易な発言や子どもの結婚相手が対象地域の人であるかどうかを確認する事例があります。

※平成 25 年度から平成 29 年度差別事象受付：差別発言（40 件）・差別落書き（8 件）

イ インターネット上の差別書き込み

インターネット上に設けられた電子掲示板に、差別の助長につながる悪質な書き込みが発見されています。

※平成 25 年度から平成 29 年度差別事象受付：7 件

ウ 書簡

ある団体の人事部名で蔑称語を用いた差別的内容のハガキが団体事務所に届いた事例があります。

(3) 推進方針

同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を図ります。

同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進

(4) 今後の取組

【県の取組】

同和問題の解決に向けた取組を通して、人権尊重の意識が確立されるよう、あらゆる機会を通じた効果的な教育・啓発を実施します。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

ア 教育

同和問題に関する歴史や現状・実態について、科学的に解明された教材を使用するなど、同和問題への正しい理解と認識を深める教育を推進します。

(ア) 就学前教育

就学前教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、保育所・幼稚園等においては、生活のなかで自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人権感覚の基礎を育むための保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の連携、学校と家庭・地域との連携を図りながら、差別を解消し人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる力を育む教育を推進します。

また、大学や専修学校、各種学校における人権教育の普及・充実に努めます。

(ウ) 社会教育

生涯学習の視点に立ち、それぞれの時期、段階に応じた学習機会の提供や、地域的な課題と結びついた内容を積極的に取上げるなど、学習者が意欲を持ち、差別を解消するために行動することができる学習内容などの充実に努めます。

イ 啓発

「部落差別をなくする運動」強調旬間^{※36}を中心とした取組を通じ、同和問題についての科学的認識を深めることなど、正しい知識の普及・啓発に努めます。

(ア) 講演会や研修会の開催など

多くの県民が気軽に参加できるイベント形式の啓発事業や、ワークショップ形式の研修会などを実施します。

(イ) 広報活動

テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ等を活用した広報を実施するとともに、県民にわかりやすく、実践につなげることができる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。

ウ 「部落差別解消推進法」の周知と法に基づく取組

平成 28（2016）年 12 月に施行された「部落差別解消推進法」について、県民への周知を図るとともに、法に基づく取組を推進します。

※36「部落差別をなくする運動」強調旬間：期間は7月10日から20日まで。同和問題の解決に向け、県民一人ひとりが取組を進めていく必要があることを広く県民にアピールするため、県が市町村などの協力を得て、この期間中に講演会やテレビ・ラジオなどによる啓発事業を実施しています。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修への支援
	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	教職員の校内研修を支援する「人権問題学習学校支援事業」の実施
啓発	「部落差別をなくする運動」強調旬間での講演会や啓発活動の実施
	「部落差別解消推進法」の周知
	人権週間中に行う「じんけんふれあいフェスタ」の開催
	「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）や「ハートフルセミナー」（県民対象）の実施
	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への助成
	（公財）高知県人権啓発センター講師による「人権研修」の実施
	マスメディアを通じた啓発

※「同和問題」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の120～123 ページ参照

達成目標

取組の内容	H31	H32	H33	H34	H35	達成目標 (H35年度)
○「部落差別をなくする運動」強調旬間事業の実施 ○「部落差別解消推進法」の周知、同和問題の解消に向けた啓発、研修等の実施 ○先進的な情報を提供できる講師による「人権教育セミナー」の実施						「人権に関する県民意識調査」で「同和地区や同和地区の人を 気にしたり、意識したりすることはない 」の回答を 60%以上 にする。 （最終的な目標は100%であるが、平成35年度における当面の目標として設定しています。） 【平成29（2017）年度調査結果 55.3%から4.7ポイント増】 ※平成34（2022）年度実施予定の「人権に関する県民意識調査」で検証

※ 達成目標の目標年度については、平成 35（2023）年度を原則としていますが、既に国の計画や、県の他の計画などで定められているものがあるため、平成 35（2023）年度以前の目標年度設定となっているものについては、その目標年度と根拠となる方針または計画名などを記しています。なお、こうした目標達成後も、平成 35（2023）年度に向けて、本方針に則り、引き続き取り組んでいきます。このことについては、他の個別の人権課題についても同様です。

【企業等に期待する取組】

同和問題に対する正しい理解と認識を深める取組を期待します。

- ☐ 職場における同和問題に関する自主的な研修の取組と充実
- ☐ 県や市町村等が実施する同和問題に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、その早期解決に向けて県民一人ひとりが行動していくことを期待します。

- ☐ 家庭や地域における自主的な学習の取組
- ☐ 県や市町村等が実施する同和問題に関する教育・啓発活動への参加と協力

2 女性

昭和 54（1979）年に、国連で採択された「女子差別撤廃条約」※37 では、女性に対する差別は「権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」と明記されています。

この条約は、伝統的な意味での男女平等（憲法などで両性間の平等を定める）を確認するだけにとどまらず、従来見過ごされてきた固定的な女性の役割、男性の役割を変えていくこと、個人、組織、企業による女性差別の撤廃、女性に対する差別となる既存の法律や規則、地域社会における慣行や慣習の見直し、廃止を求めています。

これによって、これまで女性にとって抽象的なものであった人権という概念が、具体性を持つこととなりました。

国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」※38 が制定され、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の重要課題として位置づけました。

平成 12（2000）年に、最初となる「男女共同参画基本計画」が策定されて以来、平成 27（2015）年には、第 4 次の基本計画が策定されています。

また、雇用分野では、「女子差別撤廃条約」の批准を機に、昭和 60（1985）年に「労働基準法」が改正され、同年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）※39 が公布され、平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）※40 が成立し、平成 28（2016）年 4 月 1 日から全面施行されました。

しかし、内閣府が行った「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 28（2016）年 9 月調査）では職場や家庭などの社会経済生活の様々な領域で、いまだ「男性の方が優遇されている」と感じている男女が多いといった結果となっています。また、最近では、女性が就学時に不利な取扱いを受けている報道もあり、妊娠や出産、更年期といった各ライフステージでの女性特有の課題に対して働き方の改革や就業環境の整備が必要であると言われています。

※37 「女子差別撤廃条約」：正式な名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和 54（1979）年 12 月 18 日、国連採択。昭和 60（1985）年 6 月 25 日、日本批准。この条約は、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

※38 「男女共同参画社会基本法」：平成 11（1999）年 6 月 23 日公布・施行。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されています。

※39 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）：昭和 60（1985）年公布。この法律の前身は、昭和 47（1972）年の「勤労婦人福祉法」です。この法律では、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはならないと定めています。
その後も改正が繰り返され、平成 19（2007）年 4 月 1 日に施行された「改正男女雇用機会均等法」では、男女双方に対する差別を禁止することを規定し、平成 29（2017）年 1 月 1 日施行の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が加わりました。

※40 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）：平成 27（2015）年 9 月公布。これまで女性の活躍推進に向けた取組は各事業主の自主性に委ねられていましたが、この法律では、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主に対して、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、女性の活躍状況の公表等を義務づけました。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV 防止法」）^{※41}が制定され、平成 16（2004）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が定められました。

その後、平成 19（2007）年には、「DV 防止法」の一部が改正され、保護命令制度の拡充、市町村による基本計画の制定及び DV 相談支援センターの設置が努力義務化されました。

なお、同法は、平成 25（2013）年の改正で名称を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とし、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

（１）現状と課題

県では、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成 15（2003）年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定（施行：平成 16（2004）年 4 月）するとともに、「こうち男女共同参画プラン」^{※42}及び「高知県 DV 被害者支援計画」^{※43}を策定し、啓発や人材育成など、様々な取組を行っています。

このように法律や制度面からの整備は着実に進んでいますが、「男性は仕事、女性は家庭（と仕事）」等という固定的な役割分担意識^{※44}や雇用の場における格差、女性に対する暴力など、依然として女性に対する直接、間接の差別が存在しています。

平成 29（2017）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、女性に関する人権上の問題点として、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつける」、「マタニティ・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「職場における差別待遇」などが上位になっています（図 2）。

※41 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）：平成 13（2001）年 4 月公布・同年 10 月施行。平成 16（2004）年改正。平成 19（2007）年改正。平成 25（2013）年改正（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更）。配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別を問いません。さらに、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

※42 「こうち男女共同参画プラン」：平成 13（2001）年度策定・平成 16（2004）年度改定・平成 23（2011）年度改定・平成 28（2016）年度改定。

※43 「高知県 DV 被害者支援計画」：平成 19（2007）年策定・平成 24（2012）年「第 2 次高知県 DV 被害者支援計画」策定・平成 29（2017）「第 3 次高知県 DV 被害者支援計画」策定。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画を定めています。

※44 「役割分担意識」：「男は仕事、女は家庭」といった性の違いによって役割を固定したものを「役割分担意識」といいます。そういった考えは働く女性にとって社会労働と家事労働の二重負担になっていきます。女性が広く社会活動をするなか、性による分業や男女を異なって取扱うことは、公正とはいえません。性別役割意識を解消して本当の意味での男女平等、対等なパートナーシップを築いていくことが必要です。

女性からの悩み相談等については、ここ数年は「女性相談支援センター」※45へは、年間1,200件前後、「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」※46へは、年間1,700～2,300件前後の相談があります（表2）。また、DVについては、平成26年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」※47では、過去の調査結果と比較して、県民のDVに対する意識の高まりが見られるとともに、県の一時保護所に保護された人のうちDVの関係が70～80％程度であり高い割合となっています（表3）。

さらに、職場における課題としては、セクシュアル・ハラスメントに関する相談では80～95パーセントが女性からの相談です（表4）。また、育児・介護休業等に関する相談としては、いわゆるマタニティ・ハラスメントの相談件数が30件前後あり（表5）、女性が働き続けていけるための環境づくりが課題になっています。

このように、女性への差別の解消をはじめ、政策や方針決定の場など、あらゆる場における女性参加・参画を一層促進し、実質的な男女平等の実現のためには、解決しなければならない多くの課題が存在しています。

こうしたことから、性別による人権侵害の防止や、配偶者等からの暴力による被害者の自立支援の充実をはじめ、家庭や職場、地域社会において、女性も男性も平等で生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会づくりへの取組が、引き続き重要となっています。

※45「女性相談支援センター」：女性の抱える様々な問題について相談に応じる県の相談機関です。電話や来所での相談を受け、問題解決に当たっては、被害者自らが選択・決定するために無料法律相談や福祉制度などの必要な情報の提供や助言を行います。DV被害者等、危険性のあるケースでは保護命令の申し立てを受け、手続きの支援を行い、必要に応じて一時的な保護や自立に向けた様々な支援も行っています。また、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も持っています。

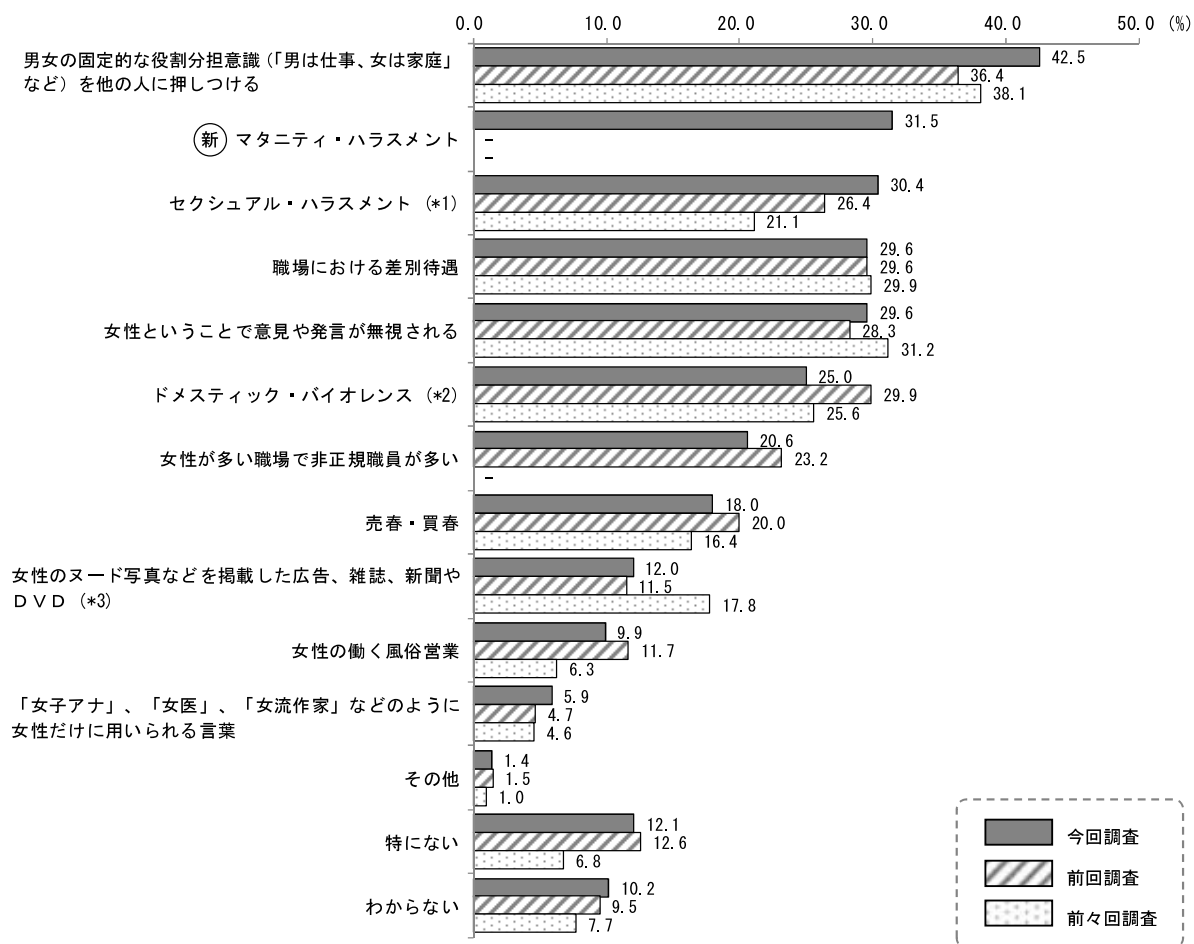
※46「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」：男女が共に女性問題について認識を深め、その解決に向けた様々な活動を支援する総合的な機能を有する拠点施設です。平成11（1999）年に「こうち女性総合センター『ソーレ』」として開館し、平成16（2004）年に現在の名称に変更しています。高知市旭町3丁目115番地（電話）088-873-9100

※47「男女共同参画社会に関する県民意識調査」：高知県文化スポーツ部県民生活・男女共同参画課が、男女共同参画を推進していくうえでの基礎資料を得る目的で5年ごとに実施している調査で、直近は平成26（2014）年に実施しました。高知県内在住の20歳以上の県民（選挙人名簿登録者）2,000人を対象とし、1,015票の有効回答を得ました。調査方法は、無記名による郵送法で行っています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

図2 女性に関する人権上の問題点（％）

● 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）



※1 「セクシュアル・ハラスメント」は、前回・前々回調査「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」との比較。

※2 「ドメスティック・バイオレンス」は、前々回調査「夫による妻への家庭内暴力」との比較。

※3 「女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD」は、前々回調査「内容に関係なく女性の水着姿、裸体や媚びたポーズなどを使用した広告」、「女性のヌード写真などを掲載した雑誌、新聞」、「アダルト・ビデオ、ポルノ雑誌」を合計したものとの比較。

* 前々調査の回答条件は【3つまで○】

表2 女性の悩み事等の相談件数

(女性相談支援センター)

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
相談件数	1,289	1,216	1,209	1,189	1,123
うちDV関係	419	389	411	419	404
割合	32.5%	32.0%	34.0%	35.2%	36.0%

(こうち男女共同参画センター「ソーレ」)

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
相談件数	1,688	1,646	2,351	1,763	1,733
うちDV関係	80	66	70	50	106
割合	4.7%	4.0%	3.0%	2.8%	6.1%

表3 DV被害者や行き場のない女性の緊急保護や自立支援

(県の一時保護所)

(人)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
保護人数	68	95	73	81	93
うちDV関係	54	61	61	56	74
割合	79.4%	64.2%	83.6%	69.1%	79.6%

(県の自立支援施設)

(人)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
保護人数	3	1	3	9	5
うちDV関係	3	0	0	5	3
割合	100%	0.0%	0.0%	55.6%	60.0%

(人数には要保護女子の同伴児者を含む)

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

表4 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数

(高知労働局雇用環境・均等室)

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件 数	126	88	84	25	23
うち労働者から	90	60	60	19	16
女性から	82	52	48	18	15
女性の割合	91%	87%	80%	95%	94%

表5 育児・介護休業等に関する相談件数

(高知労働局雇用環境・均等室)

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度
件 数	505	437	330
うち労働者から	100	133	73
割 合	19.8%	30.4%	22.1%

※相談件数には、制度に対する問い合わせも含まれる。

(件)

	28 年度	29 年度
いわゆるマタニティ・ハラスメントについて	31	24

※平成 28 年度から相談件数の計上方法について変更が行われた。

(2) 人権侵害の主な事例

ア DV等の相談

- (ア) 酒を飲むと、何でもないときに殴る蹴るの暴力を振るわれた。
- (イ) 夫が生活費を入れてくれず、そのことを話すと、物を投げたり、壁を壊したり、引きずりまわされたりした。
- (ウ) 夫から「親姉妹や友人等との関係を絶って、つきあうな」などと強要され、携帯電話を毎日チェックされた。
- (エ) 内縁夫から、仕事や PTA の関係で男性と話をしたり飲み会にいったというだけで仕事や PTA を辞めろと命令された。

イ 職場におけるハラスメント

- (ア) 事業主からホテルに誘われる等のセクシュアル・ハラスメントを受け、退職せざるを得なくなった。

- (イ) 上司からセクシュアル・ハラスメントを受け、会社に相談したが、個人間の問題として対応が取られなかった。
- (ウ) 上司に妊娠を報告したら、「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた。

ウ 育児・介護休業等に関するもの

- (ア) 育児休業からの復帰時、パートタイマーへ身分変更されたり、退職を強要された。
- (イ) 期間雇用者が育児休業の取得を申出たら、契約期間が満了となると言われた。

(3) 推進方針

家庭や職場、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、女性が安全安心に生活できる、女性の人権が男性と対等平等に尊重される社会の実現を図ります。

- ①男女が互いの人権を尊重する教育・啓発の推進
- ②あらゆる分野への女性の社会参画の推進
- ③女性に対するあらゆる暴力の根絶

(4) 今後の取組

【県の取組】

女性と男性が社会のあらゆる分野に共に参画する「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を推進します。

ア 教育

就学前教育、学校教育、社会教育などのあらゆる場において、両性の尊厳・平等を目指す教育を推進します。

(ア) 就学前教育

友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心情を育むための保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

全ての教育活動の場において、児童生徒が男女平等についての理解を深めるよう、また、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、勤労観や職業観、人生観や家庭観を身に付けるための教育を推進します。

なお、デートDV防止などの具体的な学習にも取り組んでいきます。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

(ウ)社会教育

市町村等で実施される各種学級等において、男女の自立や協力を目指した教育の充実や、女性の社会参画のための講座の開設、学習活動の支援を行います。

イ 啓発

「こうち男女共同参画プラン」の趣旨を広く県民に広めるとともに、女性の人権についての意識の高揚と女性の地位向上に向けた取組を推進します。

(ア)講演会や研修会の開催など

「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」等が「男女共同参画週間」※48などに実施している講演会の開催、市町村や団体、企業等が行う研修会に、講師・助言者を派遣するなど、県民の自主的な取組を支援します。

(イ)広報活動

あらゆる機会やマスメディアを活用し、男女の実質的な平等についての広報活動を実施するとともに、広報誌等の作成・発行など、情報・資料の提供を行います。

ウ 女性の社会参画

「こうち男女共同参画プラン」の趣旨をうけ、女性の社会参画や働く場をひろげる取組、環境を整える取組を推進します。

(ア)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。

また、女性県職員の登用、活用の推進や、学校現場における女性教職員の登用を図ります。

(イ)雇用の場における男女平等の推進

職域拡大を促進し、男女の平等な待遇を促します。

また、子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境を整えるとともに、出産や育児を理由とした不利な扱いをなくすよう取組を推進します。

エ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DVを未然に防止するための啓発を促進します。

また、相談機能の充実や被害者の緊急保護・自立支援を行います。

オ 市町村における男女共同参画計画策定の支援

男女共同参画計画は、男女共同参画の取組を進めるうえでの基本となることから、策定に向けた市町村の取組を支援します。

※48「男女共同参画週間」：「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成16（2004）年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までを週間として定めて、国や各県等で男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深める様々な取組が実施されています。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修への支援
	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	教職員の校内研修を支援する「人権問題学習学校支援事業」の実施
啓発	「男女共同参画週間」の講演会や各種講座の開催
	各種団体等の依頼に応じ、「ソーレ」職員等が講師として男女共同参画に関する講座を実施
	男女共同参画を推進するグループ・団体等の事業を助成
	啓発誌「ぐーちょきぱー」や広報誌「ソーレ・スコープ」の作成等による広報
女性の社会参画	県庁内の審議会等委員への女性の参画
	男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに取り組む企業を認証する「ワークライフバランス推進企業認証制度」の実施
女性に対するあらゆる暴力の根絶	DV等に関する啓発用ポケットティッシュや相談カードの作成・配布
	DV対策として、公費負担制度拡充による一時避難措置の強化を図り、女性相談支援センター等の関係機関との連携を図る取組
	相談員のスキルアップを図る研修の実施・相談体制の充実
	DV被害者の保護、自立への支援に関する取組
	関係機関との連携強化
市町村における男女共同参画計画策定の支援	計画策定マニュアルや個別訪問等による計画策定支援

※「女性」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の124～128ページ参照

達成目標

取組の内容	H31	H32	H33	H34	H35	達成目標 (H35年度)
男女共同参画計画策定に向けた市町村に対する個別訪問や文書による取組支援						県民に、男女が互いに支え合い、性別にかかわらずその能力を発揮できる「男女共同参画社会」づくりに向けた意識啓発が進んでいる。 ○計画策定市町村の割合：82.4% (28市町村) (最終的な目標は100%であるが、平成32年度における当面の目標として設定しています。) 【平成29 (2017) 年度状況：56% (19市町村)】 ※目標：平成32 (2020) 年度末到達点 (以降も継続) ※「こうち男女共同参画プラン」
被害者支援のネットワークの構築を目的としたDVに関する「ブロック別関係機関連絡会議」を通じた市町村等の地域の関係機関との連携強化						関係機関と女性相談支援センターとの情報共有及び連携によるDV被害者支援ができています。 「人権に関する県民意識調査」の女性に関する事柄で、「人権上問題があると思われるもの」の項目で、DVが35%以上選ばれる。(最終的な目標は100%であるが、平成35年度における当面の目標として設定しています。) 【平成29 (2017) 年度調査結果25.0%から10ポイント増】 ※平成34 (2022) 年度実施予定の「人権に関する県民意識調査」で検証

【企業等に期待する取組】

女性の人権への正しい認識を深め、雇用における男女の実質的な平等などに向けた積極的な取組を期待します。

- ☐ 「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」※49 など関係法令の趣旨や内容の理解促進及び法の遵守等による働きやすい職場環境づくり
- ☐ ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント等）が発生しない職場環境づくり

※49「育児・介護休業法」：正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成4（1992）年「育児休業法」を施行し、平成7（1995）年同法全面施行。同法を大幅改正し、平成11（1999）年「育児・介護休業法」施行。労働者の仕事と育児や介護を両立できるよう支援するため、幾度か改正し、直近は、平成29（2017）年改正・施行。この法律は、育児休業・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度等の措置、育児のための所定外労働の制限、育児・介護のための法定時間外労働及び深夜業の制限等について定めています。

- ☐ 企業における自主的な研修の実施
- ☐ 県や市町村等が実施する女性の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

固定的な役割分担意識や女性に対する偏見・社会慣習などを、女性と男性が共に力を合わせて解消するための自主的な取組を期待します。

- ☐ 身近なところでの学習会や交流会開催・参加など、男女の実質的平等への自主的な取組
- ☐ 家庭生活、地域の活動における役割分担意識の解消など、日常生活における実質的な男女平等の実現
- ☐ 県や市町村等が実施する女性の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

3 子ども

子どもは未完成な存在として考えられ、そのことが強調されることによって権利の主体として尊重されなかったり、個性等の違いによって差別されることがあります。

しかしながら、子どもは、その成長や発達段階に応じた適切な教育や援助が受けられるとともに、人格を持った一人の人間として尊重されることが必要です。

国連では、昭和 34（1959）年に「児童の権利に関する宣言」（子どもの権利宣言）※50 を採択し、その 30 周年となる平成元（1989）年に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）※51 を採択しました。この条約では、全ての児童は、性や出身などでいかなる差別も受けることなく、自分のことについて自由に意見を述べることなどの権利が保障されることを規定しています。

国では、昭和 22（1947）年に「児童福祉法」、昭和 26（1951）年には「児童憲章」が制定され、国民は子どもを心身ともに健全に育成する義務があることが明記されるとともに、子どもの立場からその権利を確認するなど、子どもの福祉を増進し、健全な育成を図るための各種の施策が進められてきました。

その後、平成 6（1994）年には「子どもの権利条約」を批准し、平成 11（1999）年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）を制定、翌平成 12（2000）年には「児童虐待の防止等に関する法律」（「児童虐待防止法」）※52 が制定され、「児童虐待」が法律によって明確に定義づけられるとともに、何人も児童に対して虐待をしてはならないことを定めるなど、子どもの人権を保護し擁護するための環境の整備が進められています。

また、平成 14（2002）年には、文部科学省の主要施策として「新子どもプラン」※53 が策定され、その後、平成 18（2006）年の新たな「教育基本法」制定や、平成 19（2007）年の「学校教育基本法」改正、平成 20（2008）年からの「学習指導要領」の改訂などもあり、「豊かな心」の育成や「確かな学力」等からなる「生きる力」を一層育むこととしています。

※50「児童の権利に関する宣言」（子どもの権利宣言）：昭和 34（1959）年 11 月、国連採択。国際的な子どもの人権保障宣言。前文で「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負っている」との基本的な課題を提示し、世界人権宣言（昭和 23（1948）年）やジュネーブ児童権利宣言（大正 13（1924）年）を受け継ぎ、これを発展・定着させる見地を表明しています。

※51「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）：平成元（1989）年 11 月、国連採択・平成 6（1994）年 4 月、日本批准。この条約は、18 歳未満の全ての人の保護と基本的人権を国際的に保障、推進するため、国連総会で採択されました。特徴は、子どもを単なる保護の対象としてではなく、独自の考えや主体的な能力を持つ「大人と対等な一人の人間」としてとらえ、発達段階に応じてその権利を使いながら社会に参加していく存在であると考えていることです。なお、この条約では、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、また、私生活・家庭・住居・通信に対して、不法に干渉されないことや、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが定められています。

※52「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）：平成 12（2000）年 11 月施行・平成 16（2004）年 10 月改正・平成 20（2008）年 4 月改正・平成 29（2017）年 4 月改正。この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的として定められています。

※53「新子どもプラン」：平成 14（2002）年度からの完全学校週 5 日制の実施にともない、平成 11（1999）年度から平成 13（2001）年度までの 3 年間に地域で子どもを育てる環境の整備を目指した「全国子どもプラン（緊急 3 ケ年戦略）」の実績を踏まえ、関係省庁の協力を得ながら、継続的に子どもたちの体験活動機会の充実などに資する施策を推進するために策定したプランです。

体罰については、平成 25（2013）年 1 月の「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」や同年 3 月の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」において、体罰禁止の趣旨の周知徹底や体罰の実態についての主体的把握、懲戒と体罰の区別についての具体例を示しています。なお同年 5 月に、運動部活動での指導を行う際の基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動での指導のガイドライン」において、体罰等の許されない指導と考えられる具体例が示されています。

いじめに関しては、平成 25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」^{※54} が公布・施行され、同年 10 月に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（国のいじめ防止基本方針）^{※55} により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが示されています。これを受け、県、各市町村、各学校において、「いじめ防止基本方針」が策定されました。

子どもの貧困対策としては、平成 26（2014）年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月には子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように必要な環境整備と教育の機会均等を図ることなどを目的として「子供の貧困対策に関する大綱」^{※56} が策定されました。

（１）現状と課題

県では、次代を担う全ての子ども達が健やかに成長していくために、安心して生み育てられる環境づくりを積極的に展開し、家庭、学校、地域、行政が連携しながら、子どもの人権に関しての様々な機会を通じた教育や啓発活動を行っています。

また、子どもの尊厳及び権利が守られ、健やかに成長できる環境をつくるため、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、基本施策を定めて推進し、全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現を目的として、「高知県子ども条例」^{※57} を制定しています。

※54「いじめ防止対策推進法」：平成 25（2013）年 6 月公布・同年 9 月施行。この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

※55「いじめの防止等のための基本的な方針」（国のいじめ防止基本方針）：平成 25（2013）年 10 月策定、平成 29（2017）年 3 月改定。いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めています。

※56「子供の貧困対策に関する大綱」：平成 26（2014）年 8 月策定。貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指すこと、第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮すること、子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進すること、など 10 の基本方針に基づき、教育や生活、保護者に対する就労、経済的支援などを重点施策とし、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指しています。

※57「高知県子ども条例」：平成 16（2004）年制定時は「高知県こども条例」。平成 24（2012）年 12 月改正・平成 25（2013）年 4 月施行。この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的としています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

そして、「こうちこどもプラン（高知県次世代育成支援行動計画）」※58や「高知県子どもの環境づくり推進計画」※59、「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」※60、「高知家の子どもの貧困対策推進計画～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～」※61、「高知県いじめ防止基本方針」※62を策定し、様々な取組を行っています。

平成26（2014）年9月には「高知県いじめ問題対策連絡協議会」※63を設置し、関係機関及び団体が連携を図り、いじめの防止等のために県が実施する施策を効果的に推進するとともに、各機関等の取組を促進させることにより、いじめの防止等のための対策の総合的な推進を図っています。

しかし、現在の子どもを取り巻く環境を見ると、依然として、いじめや児童虐待、あるいは養育上の問題など、深刻な問題があります。平成29（2017）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」、「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」などが子どもの人権上の問題点として上位になっています（図3）。

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、県内の小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、高知県いじめ防止基本方針策定後の平成27（2015）年から大幅に増加しています（表6）。いじめは、いじめを受けた子どもたちの心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、教育を受ける権利を著しく侵害します。また、その生命身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、近年のいじめによる重大な事案の発生は、大きな社会問題となっています。

※58「こうちこどもプラン（高知県次世代育成支援行動計画）」：平成17（2005）年、「前期計画」策定・平成22（2010）年、「後期計画」策定。この計画は、「次世代育成支援対策推進法」（平成15（2003）年制定）に基づき、前期計画では、「次代を担う高知のこどもたちが健やかに育つための環境づくり」を、また、後期計画では、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までの5年間を計画期間とし、「次代の親を育成するための若者の就職支援」や「児童虐待防止対策など要保護児童への対応」などを目指して取組を行ってきました。平成27（2015）年に計画の改定を行い、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間を計画期間とした「高知家の少子化対策総合プラン（前期計画）」を策定し、誰もが希望の時期に次代を担う高知の子どもを産み育てやすい環境づくりを目指しています。

※59「高知県子どもの環境づくり推進計画」：平成19（2007）年策定・平成24（2012）年、第二期策定・平成25（2013）年、高知県子ども条例改正施行により、第三期策定。平成30（2018）年、第四期策定。条例の目的及び基本理念を実現するための推進計画であり、13のプランを示しています。

※60「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」：平成25（2013）年6月策定。少年非行の課題解決に向けて必要となる抜本的な対策や、今後の目指すべき姿などを取りまとめて示しています。

※61「高知家の子どもの貧困対策推進計画～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～」：平成28（2016）年3月策定。平成29（2017）年3月、平成30（2018）年3月変更。厳しい環境にある子どもたちの現状を検証・分析することを通じて、早急に解決すべき課題などを洗い出し、課題の解決に向けて必要となる支援策や、成果目標などを取りまとめて示しています。

※62「高知県いじめ防止基本方針」：平成26年（2014）年3月「いじめ防止対策推進法」に基づき策定、平成29（2017）年10月改定。高知県におけるいじめの防止等（いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処など）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等の基本的な方向に関する事項や、県が実施する施策に関する事項などについて、県内の市町村や市町村（学校組合）立学校を含めた県全体としての方向性や基本的施策を示しています。

※63「高知県いじめ問題対策連絡協議会」：「いじめ防止対策推進法」第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、平成26（2014）年9月設置されました。委員は学校、高知県教育委員会及び市町村の教育委員会、児童相談所、高知地方方法務局、高知県警察本部、その他の関係機関及び団体に属する者並びに学識経験者からなります。

いじめの問題には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の両面から、インターネット上のいじめ等不適切な書き込みを監視するネットパトロールや学校の取組への支援、いじめ等の問題をテーマにした PTA 人権教育研修やいじめ問題の解決に向けた子どもたちの主体的な取組への支援など、いじめ問題への取組を県民総ぐるみで推進しています。

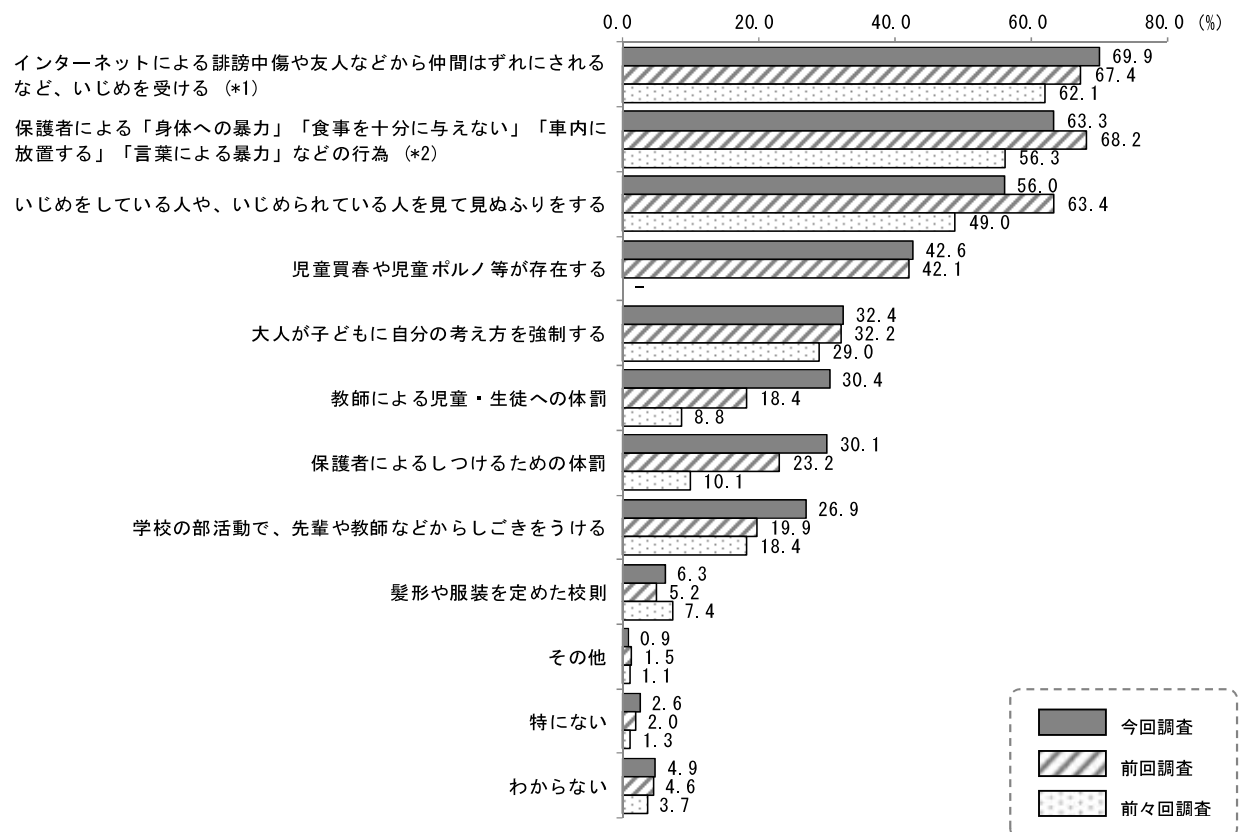
また、児童相談所における児童虐待の対応件数もこの5年間で全国、県内とも約1.8倍の増加となっています（表7－1）。

子どもが健やかに育つ権利が守られているとはいいがたい状況の中、子ども自身が人権を大切にし、他人を差別しない人間に育っていくためには、子どもの成長や発達段階に応じた適切な教育や環境づくりへの取組が重要です。

同時に、児童虐待などに関わる深刻な問題には、早期の発見と対応はもちろん、再発防止の徹底や予防対策なども含め総合的に対処することが不可欠であり、様々な相談体制の充実など家庭や学校、地域、行政が連携した取組の強化を図ることが重要です。

図3 子どもに関する人権上の問題点（％）

● 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）



※1 「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」は、前回・前々回調査「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」との比較。

※2 「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」は、前々回調査「保護者による子どもへの虐待」との比較。

* 前々回調査の回答条件は【3つまで○】。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

表6 いじめの認知件数

(文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
＜高知県公立学校＞)

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
小 学 校	181	220	775	714	1,266
中 学 校	288	284	392	332	469
高 等 学 校	32	161	144	267	268
特別支援学校	9	3	4	3	39
合 計	510	668	1,315	1,316	2,042

表7-1 児童虐待の対応件数

(児童相談所における児童虐待相談対応件数)

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
県 内	181	235	379	291	326
全 国	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778

※ 対応件数は、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数

※ 平成25年10月から虐待と認定した子どもの「きょうだい」についても虐待と認定している

表7-2 児童虐待の詳細（高知県）

(対応状況：29年度 326件の内訳)

項 目		件数	割合 (%)	項 目		件数	割合 (%)
虐待種別	身体的虐待	55	16.9%	被虐待児の年齢構成	0～3歳未満	80	24.5%
	保護の怠慢等	82	25.2%		3歳～学齢前	71	21.8%
	心理的虐待	184	56.4%		小学生	113	34.7%
	性的虐待	5	1.5%		中学生	38	11.6%
					高校生	24	7.4%
主たる虐待者	実母	88	27.0%	相談経路	学校等	23	7.1%
	実母以外の母親	0	0%		市町村機関	42	12.9%
	実父	92	28.2%		家族・親族	19	5.8%
	実父以外の父親	6	1.9%		警察等	117	35.9%
	両親	122	37.4%		近隣・知人	49	15.0%
	その他	18	5.5%		その他	76	23.3%

(2) 人権侵害の主な事例

ア いじめ

学校におけるいじめの認知件数(表6)は大きく増加しており、いじめを積極的に認知し、早期に解決するための取組が進んでいます。そのため、認知されているいじめの多くは、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」といった比較的早期に発見され、解決に至ったものですが、「ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする」、「金品をたかられる」等、重大な被害を受けている事例もあります。また、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」といったインターネット上のいじめも増加しています。

いじめの問題に対しては、被害を受けた子どもの心情に寄り添いながら、いじめの早期発見、早期解決に努めるとともに、いじめを未然に防止する取組を推進することが重要です。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- (エ) ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- (オ) 金品をたかられる。
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (ク) パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- (ケ) その他

(文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査における「いじめの態様」の分類)

イ 児童虐待

児童虐待とは、本来、子どもをあたたく守り育てるべき保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に保護するものをいう。)が、子どもの心や体を傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。児童虐待は、子どもに対する著しい人権侵害です。

保護者が「しつけ」と思っている行為でも、子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。保護者が子どものためだと考えていても、子どもの立場で判断することが大切です。

なお、児童虐待を行った保護者が子育てに苦勞している現実もあることから、その気持ちを大事に考えながら、子どもが良好な家庭環境で生活するために、保護者を支援・指導することが必要です。

(ア) 身体的虐待

- ・打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷など

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

- ・首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなど

- ・意図的に子どもを病気にさせるなど

(イ) ネグレクト（保護の怠慢等）

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、①家に閉じ込める（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、②重大な病気になっても病院に連れて行かない、③乳幼児を家に残したまま度々外出する、④乳幼児を車の中に放置するなど

- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）

- ・親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりするなど

(ウ) 心理的虐待

- ・言葉による脅かし、脅迫など

- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など

- ・子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうなど

(エ) 性的虐待

- ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など

- ・性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆など

- ・性器や性交を見せる

- ・ポルノグラフィティーの被写体などに子どもを強要するなど

ウ 体罰

学校における体罰は、「学校教育法」第11条において禁止されており、校長及び教員（以下、教員等）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはなりません。体罰は違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与える、決して許されない行為です。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあります。もとより教員等は、指導に当たり、児童生徒一人ひとりをよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日ごろから自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組む必要があります。

(ア) 小学校女性教員。授業に遅れた男子児童を教室内に立たせた。次の授業は運動場での体育だったが、その間も教室に残して立たせ続け、90分間程度立たせたままだった。

(イ) 中学校男性教員。着衣水泳をするため準備をしていなかった男子生徒に着替えるように指示したが、生徒が反抗的な態度をとったと感じたため、側頭部や頬を平手で3回たたいた。生徒は耳の鼓膜が破れ、完治に2カ月を要した。

(3) 推進方針

子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図ります。

- ①子どもの人権を尊重した教育の推進
- ②子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進
- ③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進
- ④子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発の推進
- ⑤親子の対話やふれあい、地域社会での生活体験や自然体験の機会の充実
- ⑥児童虐待の防止対策の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

子どもの人権や個性を尊重した教育を推進するとともに、家庭や地域の役割の重要性を周知するなど、子どもの人権に関する社会的関心の喚起・意識啓発や、子どもを人権侵害から守る取組を推進します。

ア 教育

就学前教育、学校教育、社会教育などが相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重に向けた取組を推進します。

(ア) 就学前教育

子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人権を尊重した保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

開かれた学校づくりを通して、家庭や地域と連携を図り、子どもの思いや願いを受け止めるとともに、一人ひとりを大切にする教育の推進を通じて、子どもたちが生き生きと安全安心に生活できる環境を整備します。

また、自分や他者を大切にする態度や行動力を身に付けるための学習を推進します。

さらに、いじめや不登校などの対策として、児童生徒理解に努め、問題行動等の予防、早期発見・早期対応のための校内支援体制の充実を図ります。

なお、体罰根絶に向けた取組として、学校組織における OJT^{※64} の仕組みづくりや、適切な指導方法の体得に向けた研修の充実を図ります。

※64 「OJT (On the Job Training)」: 実際に仕事を担当させながら、やさしい仕事からより難しい仕事へと段階を踏んで経験させることにより育成する方法で、実際に業務を行っている姿を見て教育成果を確認することができます。
これに対して、「Off-JT (OFF the Job Training)」は、ワークショップなど、実際の仕事とは離れた集合教育等のことで、職場では経験や指導ができない業務を新たに習得させることをいいます。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

(ウ) 社会教育

子どもたちが様々な生活体験や自然体験を通して、お互いの人権を尊重する人間関係を築いていけるよう、青少年教育施設での体験活動の充実や放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実、スポーツ少年団・各種サークルの育成や環境の整備に努めます。

なお、活動中に暴言や暴力行為等、不適切な指導が起こらないよう、関係団体等とも連携を図り、指導者等に対する研修や啓発資料の配布等を行っていきます。

また、家庭や地域、学校が相互に連携し、子どもの人権を尊重する取組を進めるとともに、学習機会の提供や啓発資料の配布を行うなど、自主的な学習を支援します。

イ 啓発

全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会を通じて、子どもの人権に関する啓発活動を実施します。

(ア) 講演会や研修会の開催など

子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催など、県民の自主的な学習機会を設けます。

(イ) 広報活動

子どもの人権を尊重する機運を高めるため、「児童福祉週間」※65や「こどもの日」、「児童虐待防止推進月間」※66などを中心とした県民啓発を進めるとともに、子どもの人権に関する啓発資料の作成・配布を行います。

ウ 児童虐待防止対策

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に与える影響が大きいことから、子どもの最善の利益を優先し、全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障されるよう、予防対策から虐待を受けた子どもの保護やその家庭に対する支援などを行います。

保護者への支援として、良好な親子関係や子どもへのかかわり方について理解を深めるために保育所や幼稚園等での保護者への研修や、保育者に対して親育ち支援の必要性や支援方法等の研修を行います。

※65「児童福祉週間」：期間は5月5日から5月11日まで。日本の児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する認識を深めるための週間として、厚生省（現厚生労働省）が昭和22（1947）年から実施しており、こどもの日（5月5日）を初日とした1週間となっています。なお、期間中は児童福祉にちなんだ行事が行われるほか、一部の子ども向け施設で子どもの入場料について無料、又は割引料金を適用するなどのイベントも実施されています。

※66「児童虐待防止推進月間」：厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、国はもちろん全国各地で集中的な広報・啓発活動を行っています。

また、児童虐待防止に関しては、子どもへの虐待のない社会の実現を目指す市民運動「オレンジリボン運動」も行われています。この運動は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

(ア) 児童相談所の体制の強化

早期発見・早期対応、保護・支援にいたるまで、切れ目のない総合的な支援を進めます。

(イ) 関係機関との連携強化

市町村や警察、学校などとの情報共有と連携を強化します。

(ウ) 関係する職員などへの研修の充実

児童相談所職員や教職員などを対象とした、知識と対応力を身に付ける研修を実施します。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修の支援
	「親育ち支援啓発事業（保護者研修・保育者研修）」の実施（就学前教育）
	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	教職員の校内研修を支援する「人権問題学習学校支援事業」の実施
	人権教育指導員による私立学校への訪問指導、研修会等の実施
	学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や活用を進める「スクールカウンセラー等活用事業」・「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施
	「高知夢いっぱいプロジェクト推進事業」の実施（開発的・組織的な生徒指導の推進）
	子どもの悩みや発達上の諸課題に関する心の教育センターの電話・来所等による相談や支援の実施
	SNS 等を活用した相談の実施
	「放課後子どもプラン推進事業」の実施（放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実）
	自然体験活動の指導者（自然体験リーダー・自然体験インストラクター・自然体験コーディネーター）の養成
	「青少年教育施設主催事業（中1学級づくり合宿事業、不登校対策事業等）」の実施
	学校組織におけるOJTの仕組づくりや体罰に関する適切な指導方法に関する研修の実施
	スポーツ体験教室等の実施・地域のスポーツ指導者の活用
	スポーツ推進委員を活用した市町村教育委員会との連携
	総合型地域スポーツクラブや地域の体育団体との連携
啓発	官民協働による啓発事業（オレンジリボンキャンペーン等）の推進
	「高知県子ども条例」の基本理念を広め、子どもが心豊かに成長することができる環境づくりの推進（リーフレットの配布、フォーラム等の開催）
	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施
児童虐待防止対策	児童相談所の組織・運営力の強化、児童相談所職員の専門性の確保と向上（職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施等）
	児童相談所の参画による市町村の要保護児童対策地域協議会の活動強化に向けた支援
	市町村の児童家庭相談窓口強化への支援

※「子ども」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の129～136ページ参照

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

達成目標

取組の内容	H31	H32	H33	H34	H35	達成目標 (H35年度)
○全ての教育活動を通じて、子どもたちの自尊感情を育み、内在する力や可能性を引き出す開発的な生徒指導が、計画的・組織的に行われるよう、学校（学校区）を指定し、実践研究を推進・普及 ○生徒指導の充実とともに、子どもや保護者が悩みをいつでも気軽に相談でき課題解決への多角的な支援を行うための体制の充実						「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題」に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況が全国平均まで改善されている。（最終的な目標は0件であるが、平成31（2019）年度における当面の目標として設定しています。） 【平成29（2017）年度状況：不登校（出現率17.7：全国14.7）、暴力行為（発生率7.6件：全国4.8）、中途退学（中途退学率1.8%：全国1.3）】 ※目標年度：平成31（2019）年度 ※「第2期高知県教育振興基本計画〈改訂版〉」
○児童相談所の体制強化のための職種別・経験年数別の職員研修等の実施 ○市町村の専門性の確保を図るため、市町村児童相談担当部署の職員などへの研修の実施						職員の経験年数と研修の積み重ねにより一定の専門性が確保され、チーム対応力も向上し、より迅速で適切な対応ができています。 ○市町村職員研修：年3回 ○児童問題関係職員研修会：年1回 ※目標年度：平成31（2019）年度 ※「日本一の健康長寿県構想」

【企業等に期待する取組】

子どもが人権感覚豊かに、健やかに成長していくためには、家庭における親子の対話やふれあいが大切です。そのためには、仕事と育児の両立が必要であり、仕事と育児の両立のできる職場環境づくりを期待します。

- ☐ ワークライフバランス※67に関する理解と意義の定着
- ☐ 「育児・介護休業法」で定める休業や休暇制度などの実行と定着
- ☐ 県や市町村等が実施する子どもの人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

子どもの成長にとって、家庭や地域の役割は非常に大切です。このため、家庭や地域で子どもを一人の人間として認め、自主性を尊重しながら、その成長や発達段階に応じた教育を行い、親の行動や生き方を通して、共感しあえる人間関係を築く力を育てることを期待します。

- ☐ スポーツ少年団や各種サークルの育成への理解と協力
- ☐ 県や市町村等が実施する子どもの人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

※67「ワークライフバランス」:「仕事と生活の調和」のことであり、若者の自立、就職問題から、非正規労働者の処遇の問題、過労死対策を含めた労働時間問題や年休取得促進、さらには、時間当たりの生産性の問題までが、その内容として言及されています。

4 高齢者

高齢になっても自らの意思で主体的に生きたい、社会的活動に参加したいという思いは、誰もが持っています。しかしながら、個人差はありますが、多くの人は高齢になると身体の機能が低下し、また、それに伴う心理的な不安感も募り、周囲の何らかの手助け（心身のケア）が必要になってきます。

高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健やかで生きがいを持って生活していくためには、社会の環境づくりとともに、家族をはじめとする周りの人たちが、高齢者は長年にわたり社会の一員として活動し、貢献してきた人たちであるという意識を持ち、敬意と感謝の気持ちを持って接していくことが大切です。

国連では、昭和 57（1982）年に高齢者に関する初めての世界会議を開催し、各国における高齢者対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」※68を策定し、平成 3（1991）年には、「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」の 5 原則を示した「高齢者のための国連原則」を定めました。

国では、平成元（1989）年に「高齢者保健福祉推進 10 ヶ年戦略」（ゴールドプラン）、平成 6（1994）年にはゴールドプランを見直した「新高齢者保健福祉推進 10 ヶ年戦略」（新ゴールドプラン）を策定し、平成 7（1995）年には「高齢社会対策基本法」※69を制定しました。そして、「高齢社会対策基本法」に基づき、平成 8（1996）年に、高齢社会対策の指針となる「高齢社会対策大綱」※70が決定されました。

その後、平成 12（2000）年には、「介護保険制度」が導入され、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みがつくられました。

さらに、平成 17（2005）年には、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を図るための「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」）が制定され、高齢者虐待についての定義がなされました。「高齢者虐待防止法」では、高齢者虐待の防止のみならず、高齢者を養護する人の支援も施策の柱の一つとされ、自治体による相談窓口の設置、高齢者虐待防止に関する事項の周知、専門的な人材の確保や資質の向上、体制の整備、迅速な対応等により、高齢者の権利擁護を図る施策が推進されてきました。

（１）現状と課題

我が国は現在、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる急速な高齢化が進行しています。

平成 29（2017）年 10 月 1 日現在の人口推計における本県の 65 歳以上の高齢人口は、244 千人で、県人口の 34%を占め、県民の 2.9 人に 1 人が 65 歳以上という高齢社会を迎えています。

※68「高齢者問題国際行動計画」：昭和 57（1982）年、国連採択。この計画は、高齢者の問題を単なる保護やケアの提供という問題から、社会への関与と参加の問題に視点を移し、そのような視点からの政策の推進を求めたものです。

※69「高齢社会対策基本法」：平成 7（1995）年 11 月公布・同年 12 月施行。この法律では、高齢者が様々な社会活動に参加する機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であることを示しています。

※70「高齢社会対策大綱」：政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定められるものです。平成 8（1996）年 7 月に閣議決定されて以降、経済社会情勢の変化等を踏まえ、平成 13（2001）年、平成 24（2012）年、平成 30（2018）年に見直しが行われています。平成 30（2018）年 1 月に閣議決定された新たな「高齢社会対策大綱」では、「高齢者」の捉え方の意識改革、老後の安心を確保するための社会保障制度の確立、高齢者の意欲と能力の活用、地域力の強化と安定的な地域社会の実現、安全・安心な生活環境の実現、若年期から「人生 90 年時代」への備えと世代循環の実現の 6 つの基本的考え方を踏まえ、分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針が示されています。

こうした現状のなか、高齢者が自立し、住み慣れた地域や家庭において健やかで生きがいを持って安心して暮らし続けていくためには、その人の能力等に応じた就労機会の確保や社会参加の促進、その人の状態に応じた、自立と尊厳を支えるサービスが受けられる体制づくり、地域住民の力を活かした支え合いのしくみづくりが重要です。

県においては、「高知県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」※71を策定し、3年ごとに見直しを行いながら、高齢者の人権擁護に向けた取組等も含め、高齢者の保健福祉の向上を目指した取組を推進しています。

しかし、高齢者への身体的、心理的、経済的虐待などの人権侵害は依然として発生しており、市町村の受け付けた相談・通報のうち虐待の事実が認められた件数は、養介護施設等の従事者によるもの、養護者によるものとも、横ばいで推移しています（表8－1、表8－2）。

また、高知県高齢者・障害者権利擁護センター※72の高齢者総合相談へも相談が寄せられており（表9）、認知症高齢者の増加や、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加、高齢者を介護する家族にとって、身体的、精神的、経済的な負担が大きいことなど、高齢者を取り巻く社会には多くの課題があります。

平成29（2017）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」、「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物にいくことができない」、「道路、乗物、建物等でバリアフリー※73化、ユニバーサルデザイン※74化が図られていない」、「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」などが高齢者に関する人権上の問題点として上位になっています（図4）。

こうしたことから、高齢者が社会の一員として人権が尊重され、健やかで生きがいを持って安心して生活していくためには、今後も、高齢者を取り巻く多くの課題を解決していくための取組をさらに推進し、継続していくことが必要となっています。

※71「高知県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」：本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画です。3年毎に見直しを行っており、平成30（2018）年3月に「高知県高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業支援計画」を策定しています。

※72「高知県高齢者・障害者権利擁護センター」：高齢者やその家族からの生活や健康・介護に関する身近な心配ごとや、法律に関する専門的な相談を受け付けています。また、市町村に対して行う権利擁護専門家チームの派遣調整や研修会の開催など、権利擁護の取組を推進するための支援を行っています。（60ページ 脚注※89を参照）

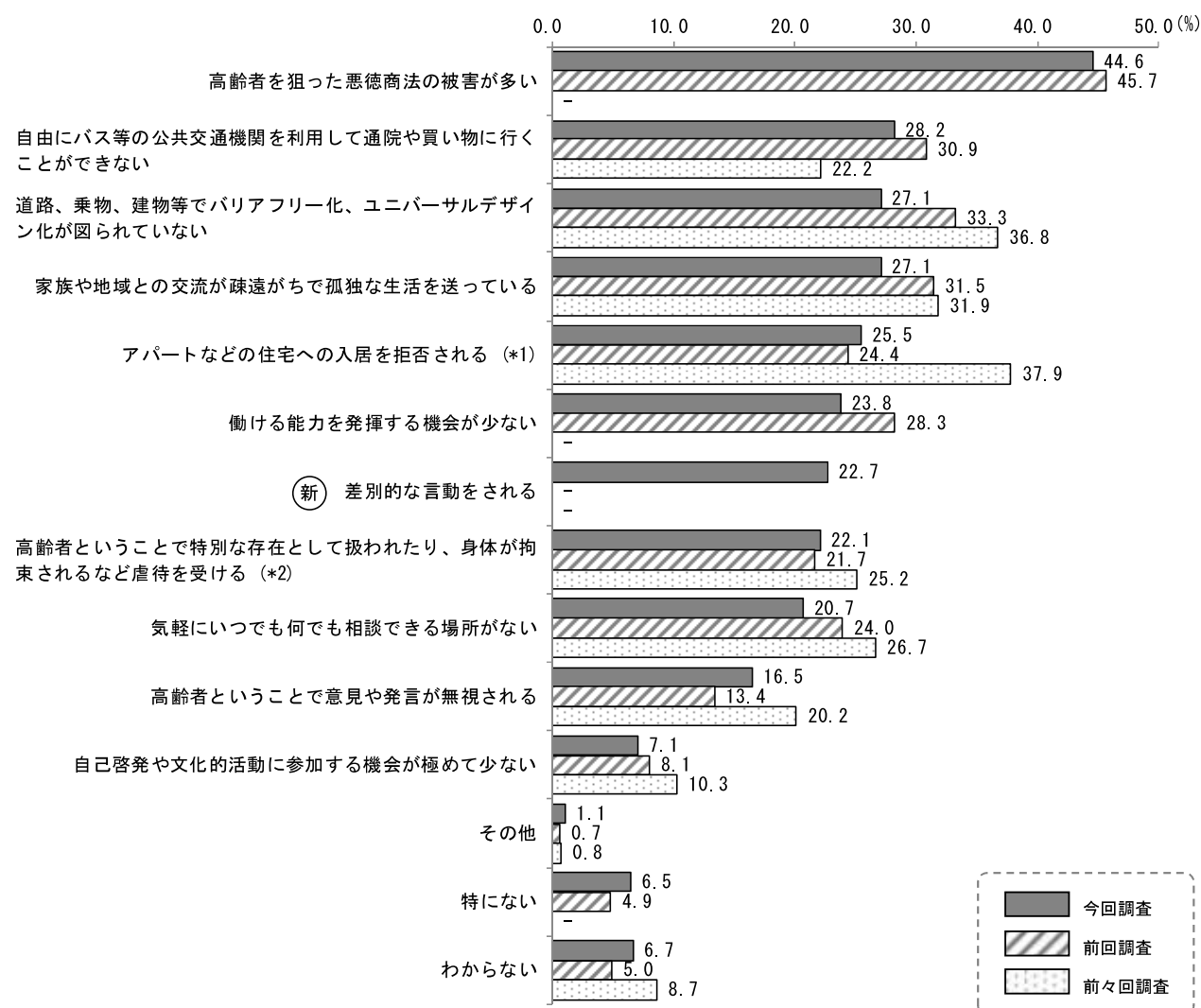
※73「バリアフリー」：主に高齢者や障害のある人が生活するうえで、支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための取組や障壁を取り除いた状態のことをいいます。

※74「ユニバーサルデザイン」：文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。バリアフリーが「障害者などが生活していくうえで障壁となるものを取り除くこと」をさすのに対して、ユニバーサルデザインは、「もともと障壁がない環境デザイン」のことをいいます。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

図4 高齢者に関する人権上の問題点（％）

● 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）



※1 「アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、前回調査「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」、前々回調査「アパートなどの住宅への入居や就労が高齢者というだけで制限されること」との比較。

※2 「高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」は、前回・前々回調査「高齢者（特に認知症高齢者）ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」との比較。

* 前々回調査の回答条件は【3つまで○】。

表8-1 養介護施設等従事者による人権侵害の状況

(市町村受付)

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
相談・通報件数	19	22	13	9
うち虐待の事実が認められた件数	3	6	5	4

表8-2 養護者による人権侵害の状況

(市町村受付)

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
相談・通報件数	127	191	181	183
うち虐待の事実が認められた件数	55	84	82	70

※表8-1及び表8-2の29年度の件数については、この基本方針の作成時点で公表されていないため掲載していない。

表9 高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談状況

高齢者総合相談

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
相談件数	1,081	972	1,031	769	519
うち人権に関する件数	7	13	9	6	7

(2) 人権侵害の主な事例

- 家族から身体的・心理的虐待を受けている。
- 認知症の高齢者が家族から経済的虐待を受けている。
- 自宅を訪問してきた業者に、しつこく勧誘され、断り切れず屋根の工事の契約を結ばされた。
- 業者からの電話で、不用品の買い取りを承諾したところ、強引に家に上がり部屋を探し回り、契約書と現金を置いて、貴金属を持っていかれた。
- 業者から、商品を送ると電話があり、注文した覚えのない旨を伝え、「認知症のせいで忘れてただけだ。」と脅された。後日商品が届いた際、業者の嫌がらせが怖くて代金を支払ってしまった。
- 認知症の高齢者のもとに、リフォーム業者がたびたび訪れて契約し、高額な料金を工事が行われていた。

(3) 推進方針

高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいを持って生活していける社会の実現を図ります。

- ①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進
- ②世代を越えた交流やふれあいの機会の充実
- ③高齢者の雇用や社会参加の促進
- ④高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

高齢者に対する理解や高齢者の人権について関心を高める取組、高齢者の人権が尊重される取組を推進します。

ア 教育

高齢者への理解を深め、豊かな人間性を育む教育を推進します。

(ア) 就学前教育

高齢者等とふれあい、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

高齢化の進行を踏まえ、高齢者とのふれあいの機会を充実させ、豊かな人間性を育むなかで、世代を越えた共感や高齢者を思いやる心を育てます。

(ウ) 社会教育

社会教育諸学級や各種団体等において、高齢社会の問題点や高齢者のおかれている社会的状況など、高齢者に対する理解を深めるための学習機会の提供や充実を図り、高齢者の持つ豊富な知識や経験を生かした世代間交流の機会を設けます。

イ 啓発

高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組や啓発活動を促進します。

(ア) 研修会の開催など

「高知県立ふくし交流プラザ」※75などで実施されている、高齢者と同じ身体的な状況の疑似体験や介護講座、福祉教育・ボランティア学習実践講座などを活用し、高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組を行います。

また、認知症に対する正しい知識を普及、啓発するため「認知症サポーター」の養成に取り組みます。

(イ) 地域との連携

市民のネットワークや各種ボランティア活動との連携を強化します。

(ウ) 広報活動

啓発パンフレットなどの作成・配布や、テレビ・ホームページ等を活用し、高齢者の積極的な社会活動や介護問題などについて、県民にわかりやすい広報活動に努めます。

ウ 高齢者の雇用や社会参加

高齢者が社会参加しやすい環境づくりに関する取組を促進します。

(ア) 高齢者の能力を活用した就業の促進

シルバー人材センター等が実施する、高齢者の能力を広く活用する機会の確保や、就業機会の拡大に向けた取組などを支援します。

(イ) 高齢者の社会参加の促進

「ひとにやさしいまちづくり」のために必要な施策の促進や、高齢者の生きがい活動を支援します。

エ 高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組

高齢者の人権や権利を守るため、高齢者と関わる機会の多い職員等の資質向上に努めます。

(ア) 高齢者虐待の防止

虐待防止に関する啓発活動を行うとともに、養介護施設の職員等を対象とした研修会を実施します。

また、市町村、「地域包括支援センター」※76の対応力向上のための支援を行います。

(イ) 高齢者の権利擁護の推進

相談体制の充実や日常生活自立支援専門員・生活支援員等の資質の向上に努めます。

また、成年後見制度※77の利用促進に向けた市町村の取組を支援します。

※75「高知県立ふくし交流プラザ」：明るく豊かで活力のある長寿・福祉社会づくりを推進するための総合施設で、全階に視覚障害者誘導システムや障害者用トイレを設けるなど、障害のある人や高齢者に配慮した様々な工夫がされている施設です。 高知県高知市朝倉戊 375-1 （総合案内）088-844-9007

※76「地域包括支援センター」：地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行います。

※77「成年後見制度」：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度です。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	教職員の校内研修を支援する「人権問題学習学校支援事業」の実施
啓発	県民に対する「介護講座事業（入門・基礎・テーマ別講座）」の実施
	地域連携による福祉教育・ボランティア学習の推進
	市町村への事業委託による各市町村での人権に関する講演会や研修会等の実施
	「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）や「ハートフルセミナー」（県民対象）の実施
	県民が認知症に関する正しい認識や知識を身に付けるためのキャラバンメイトや認知症サポーターの養成、パンフレットによる広報・啓発
	認知症コールセンターの運営
	認知症の人の家族の交流の場づくり
高齢者の雇用 や社会参加	高知県シルバー人材センターに対する財政支援の実施
	「シニアスポーツ交流大会」「オールドパワー文化展」など、高齢者の生きがい活動の支援
高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組	高齢者総合相談窓口の運営
	施設従事者向け「権利擁護研修会」の実施
	地域包括支援センターへの支援及び研修会の実施 市町村の困難事例への専門家チームの派遣調整

※「高齢者」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の137～141ページ参照

達成目標

取組の内容	H31	H32	H33	H34	H35	達成目標 (H35年度)
認知症に対する県民への啓発や相談機関の運営		キャラバンメイト・認知症サポーターの養成				認知症サポーターを60,000人養成する。【平成30年3月末：51,720人】 ※目標年度：平成31（2019）年度 ※「日本一の健康長寿県構想」
		パンフレット等による広報・啓発				
		認知症コールセンターの運営				
高齢者の人権擁護・権利擁護のための相談窓口の設置や研修会の実施		高齢者相談窓口の運営				県民や養介護施設従事者が、高齢者虐待に関する正しい認識や知識を身に付けることで、 高齢者虐待の防止・早期発見につながる。
		権利擁護研修会の実施				
		市町村・地域包括支援センターへの支援・研修会の実施				市町村・地域包括支援センターへの支援により 高齢者虐待の対応力が強化される。
		市町村の困難事例への専門家チームの派遣調整				

【企業等に期待する取組】

高齢者の人権についての認識を深める取組や、高齢者の社会参加などに配慮した取組に期待します。

- ☐ 高齢者の使いやすい福祉機器・用具の開発
- ☐ 定年延長や再雇用、多様な雇用の場の創出
- ☐ 高齢者が社会に参加・貢献するシルバー人材センター事業等の取組への協力
- ☐ 県や市町村等が実施する高齢者の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

高齢者に対し敬意と感謝の気持ちを持って接し、高齢者の持つ知識や技能、豊富な経験に学ぶ取組に期待します。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

- ☐ 高齢者との交流活動への積極的な参加
- ☐ 高齢者の社会的活動への協力
- ☐ 要介護高齢者やひとり暮らし高齢者などへの支え合い、見守り
- ☐ 「老人週間」※78 への取組をはじめ、様々な世代間交流活動などへの積極的な参加
- ☐ 家庭や地域における高齢者の経験等に学ぶ自主的な取組
- ☐ 県や市町村などが実施する高齢者の人権に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力

※78「老人週間」：国民の祝日に関する法律が改正され、「敬老の日」が「9月15日」から「9月の第3月曜日」に改められたため、平成14（2002）年からは9月15日を「老人の日」とし、同日から9月21日までを「老人週間」としています。

5 障害者

人は誰もが、生まれながらにして、個人として尊重され、住み慣れた地域のなかで幸せな生活を送る権利を持っています。しかしながら、障害のある人が、地域の一員として日常生活や社会生活を送ろうとするとき、様々な社会的障壁※79があります。

こうした社会的障壁をなくし、障害のある人が尊重されるように、国連では、昭和50（1975）年に「障害者の権利に関する宣言」※80を採択し、障害のある人の人権保障の基準を示しました。そして、昭和56（1981）年を「完全参加と平等」を基本理念にした「国際障害者年」と定め、世界各国に取組の推進を求めるとともに、予防・リハビリテーション・機会均等化の3つを柱にした「障害者に関する世界行動計画」を策定し、昭和58（1983）年からの10年間を「国連障害者の10年」として決めました。

また、平成18（2006）年には、障害者の権利及び尊厳を保護し、取組を促進するために、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）※81を採択し、日本は、平成26（2014）年1月に批准しています。

国では、平成5（1993）年に「障害者基本法」※82が制定され、全ての障害者は個人としての尊厳を有し、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが定められました。

また、同年には、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」※83を理念に、全ての人の参加による全ての人のための平等な社会づくりを推進することを定めた10年を期間（平成5（1993）年度～平成14（2002）年度）とする「障害者対策に関する新長期計画」（のちの「障害者基本計画」※84）を決定し、平成7（1995）年には、この計画の重点施策実施計画として「障害者プラン」が定められ、障害のある人に関する施策を総合的、計画的に推進することが示されました。

平成16（2004）年には、「障害者基本法」が改正され、障害を理由にした差別等の禁止や障害のある人の自立、社会参加による福祉の増進について、国や地方公共団体などの責務が規定されました。

※79「社会的障壁」：障害がある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

※80「障害者の権利に関する宣言」：昭和50（1975）年12月、国連採択。同決議には、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。…」と記されています。

※81「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）：平成18（2006）年12月、国連採択。平成26（2014）年1月、日本批准。この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として定められています。

※82「障害者基本法」：平成5（1993）年12月公布・施行。昭和45（1970）年に制定された「心身障害者対策基本法」が改正されたもので、特徴は、（1）従来からの対象だった身体障害者（内部障害者を含む）と知的障害者に精神障害者が加えられたこと。（2）法の基本理念と目的が、「障害者があらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」ものとし、「障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」と位置づけられたこと。（3）国に「障害者基本計画」の策定を義務づけ、毎年その進行や成果を国会に報告することとしたことなどである。なお、その後、平成16（2004）年6月、平成23（2011）年8月、平成25（2013）年6月に改正されています。

※83「ノーマライゼーション」：障害のある人を特別視するのではなく、社会のなかで普通の生活が送れるように条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会こそ当然の社会であるとする考え方です。

※84「障害者基本計画」：「障害者基本法」に基づき策定が義務づけられているもので、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5（1993）年度～平成14（2002）年度）が第1次障害者基本計画となり、第2次（平成15（2003）年度～平成24（2012）年度）、第3次（平成25（2013）年度～平成29（2017）年度）、第4次（平成30（2018）年度からの5年間）と策定されています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

さらに、平成 23（2011）年には、内閣の「障がい者制度改革推進本部」のもとに設置された「障がい者制度改革推進会議」での議論を踏まえ、基本理念や「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直しなどの改正が行われました。

福祉制度は、平成 15（2003）年に、行政がサービスの提供の可否や種類等を決定する、いわゆる「措置制度」から、障害のある人が自らサービスを選択し、事業者と直接契約する「支援費制度」に改められました。平成 18（2006）年には、「支援費制度」の地域格差や障害種別ごとの格差といった諸問題を解決するため、「障害者自立支援法」が施行され、さらに、平成 25（2013）年には、「障害者基本法」の改正等を踏まえて「障害者総合支援法」に改められ、難病患者等がサービスの対象となりました。

その他、平成 18（2006）年には、障害のある人等が日常生活において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進等を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が、平成 21（2009）年には、中小企業における障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなどを内容とする「改正障害者雇用促進法」が施行され、民間企業等で障害者雇用が進むなど、障害者の社会参加が進みました。一方で、最近、国や地方自治体において、法定雇用率の参入方法のガイドラインの不適切な解釈等により雇用率が規定を満たしていない事例などがあったことが問題となっています。

障害のある人の権利擁護については、平成 24（2012）年 10 月には、障害のある人への虐待の防止に関する施策の促進や通報義務を課すことを記した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、平成 28（2016）年 4 月には、不当な差別的取扱いの禁止と行政機関等及び事業者に対して合理的配慮^{※85}を行うことを求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、それぞれ施行されるなど、障害のある人の人権が尊重されるための法整備が進められています。

また、平成 29（2017）年 2 月には、2020 年に東京オリンピック・パラリンピック大会を契機として、「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインの街づくりを推進するための「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」^{※86}が策定されました。

※85「合理的配慮」：行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。

※86「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」：平成 29（2017）年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議で決定。同行動計画において「心のバリアフリー」については、学習指導要領改訂を通じ、すべての子どもたちに「心のバリアフリー」の指導が実施されるよう取り組むほか、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及、全国で障害者等へのサポートを行い、人々が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する仕組みの創設などの施策を行うこととしました。また、地域の人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用することや、人権擁護委員等の研修において「心のバリアフリー」に関する説明を行うこと等の取組が盛り込まれました。

(1) 現状と課題

県では、平成9（1997）年に「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」^{※87}を制定するとともに、平成16（2004）年には、ノーマライゼーションを基本理念とする「高知県障害者計画」（計画期間：平成15（2003）年度から平成24（2012）年度まで）を策定し、「共生社会」の実現に向けた施策に取り組んできました。

平成25（2013）年には、新たな「高知県障害者計画」（計画期間：平成25（2013）年度から平成34（2022）年度まで）を策定し、「障害福祉計画・障害児福祉計画」や「日本一の健康長寿県構想」に基づく取組などと併せて、障害のある人が、地域社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるための施策を推進しています。

しかし、障害のある人が日常生活や社会生活を営むうえの社会的障壁は、完全になくなっていないわけではありません（表10）。平成29（2017）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「差別的な言動をされる」、「就労の機会が少ない」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「じろじろ見られたり、避けられたりする」など、障害のある人に対する差別や障害のある人にとっての様々な障壁に関することが障害のある人に関する人権上の問題点の上位を占めています（図5）。

また、障害のある人への虐待については、県及び市町村で虐待に関する相談・通報・届出を受け付けていますが、そのなかには、虐待の事実があったと認められた事例もあります（表11-1・表11-2）。

平成19（2007）年には、特別支援教育が新たな制度としてスタートしました。特別支援教育は、発達障害^{※88}も含めて特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであり、全国の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の6.5%（平成23（2011）年度推定値）が、特別な支援を必要としていると把握されています。

県教育委員会では、平成23（2011）年に「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」を策定し、発達障害等のある全ての子どもに対して、適切な指導や必要な支援を充実させるための具体的な施策や取組の方向性を示しました。

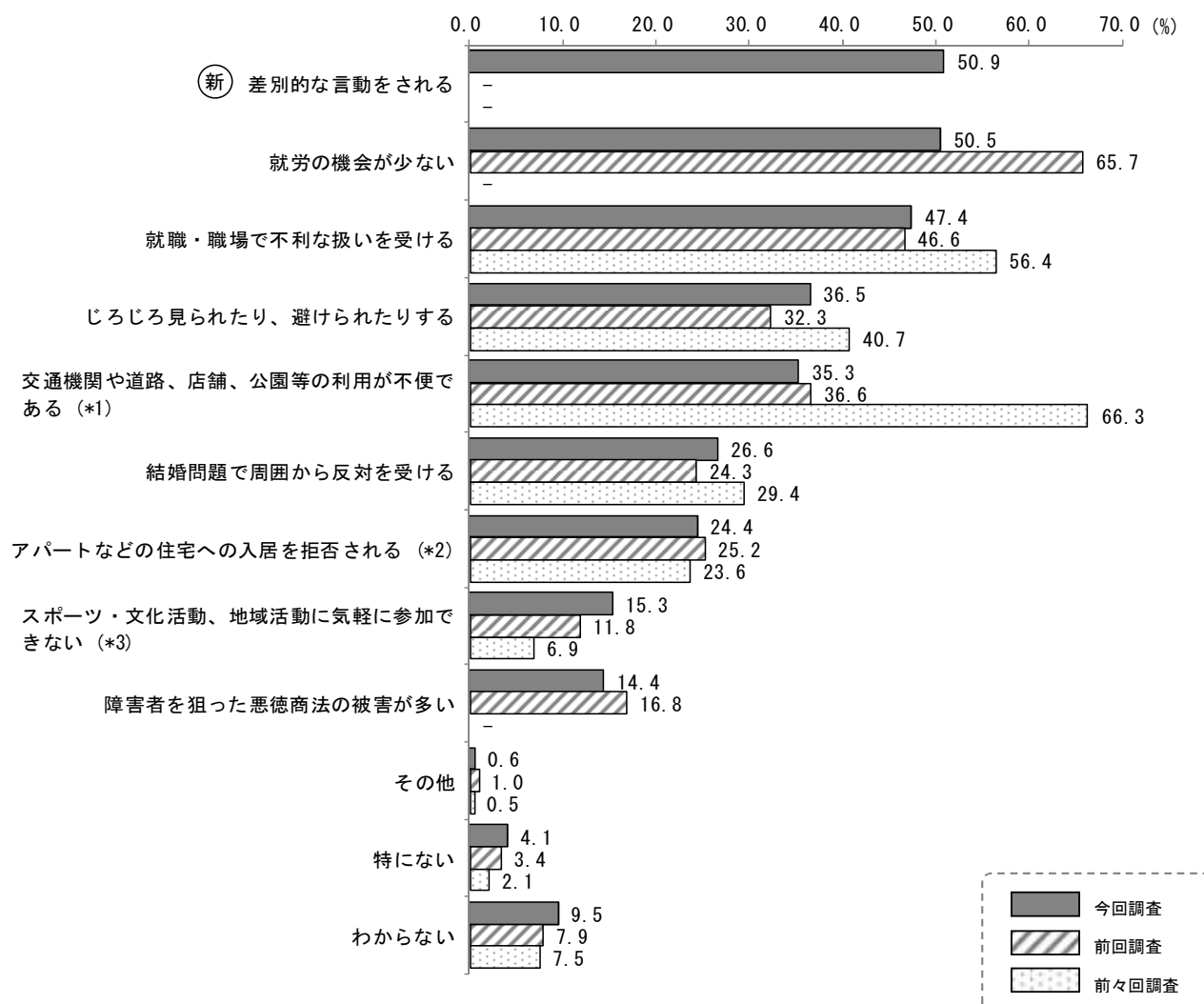
障害のある人やその家族が、周りの人たちの障害に対する理解が十分でないことなどによって、人間としての尊厳を傷つけられることがないよう、障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して生き生きと暮らせる社会を実現するための取組が重要です。

※87「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」：平成9（1997）年3月25日公布・同年4月1日施行・平成11（1999）年12月27日改正・平成12（2000）年4月1日施行。この条例の目的については、同条例第1条に、「この条例は、ひとにやさしいまちづくりについて、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備その他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進し、もってすべての県民が安全かつ快適に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。」と記されています。

※88「発達障害」：「発達障害者支援法」（平成16（2004）年12月公布・平成17（2005）年4月施行）には、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

図5 障害者に関する人権上の問題点（％）

● 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）



※1 「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」は、前々回調査「外出時に道路、店舗、公園等の利用が不便なこと」、「外出時に交通機関の利用が不便なこと」を合計したものの比較。

※2 「アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、前回・前々回調査「アパートなどの住宅への入居が困難である」との比較。

※3 「スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できない」は、前回・前々回調査「スポーツ・文化活動・地域活動に参加できない」との比較。

* 前々回調査の回答条件は【3つまで○】

表 10 高知県高齢者・障害者権利擁護センター※89 への相談状況

(平成 28 年度までは電話相談事業：障害者 110 番)

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
総 数	2,012	3,380	2,843	701	45
うち人権・法律相談	41	21	30	39	16

表 11-1 障害者福祉施設等従事者による人権侵害の状況

(県及び市町村受付)

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
相談・通報・届出件数	9	7	20	33	18
うち、虐待の事実が認められた件数	3	1	13	7	6

表 11-2 養護者による人権侵害の状況

(県及び市町村受付)

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
相談・通報・届出件数	24	30	34	30	22
うち、虐待の事実が認められた件数	5	8	7	6	4

(2) 人権侵害の主な事例

ア 高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談の具体例

- 就労の相談に乗って欲しい。
- 金銭管理を成年後見人に依頼しようかと考えている。
- 精神障害者保健福祉手帳を取得すべきか悩んでいる。
- 施設や事業者の職員に対し、不満がある。
- 障害がある人に対する嫌がらせや偏見
- 肉親から日常的に暴力を受けている。

※89「高知県高齢者・障害者権利擁護センター」：障害者やその家族、市町村からの権利擁護に関する相談を受け付けています。また、使用者による障害者虐待についての通報・届出の受理を行うほか、市町村に対して行う権利擁護専門家チームの派遣調整や研修会などを行い、権利擁護推進のための支援を行っています。（48 ページ 脚注※72 を参照）

イ 施設や企業での人権侵害

人権侵害に対して自ら訴えることが困難な人がいます。また、障害のない人と比べて、リストラされやすいことがあります。

○最低賃金が守られていない（最低賃金減額特例の許可手続の不備など）

○就労している障害のある人に対する上司の暴言

ウ 財産管理の問題

障害のある人のなかには金銭管理が十分にできない人もおり、保護者が金銭管理をしている場合があります。こうした場合に、保護者自身の生活費に障害のある人の年金が当てられているケースがあります。

また、保護者以外の者が金銭管理をしている場合に、お金を搾取されている事例もあります。

エ 社会参加への障害

視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）は視覚に障害のある人にとって大切な道しるべです。「一台くらい・・・」といった軽い気持ちで自転車などを置くことが、視覚に障害のある人たちの行動を妨げています。

車いすを利用している人の駐車スペースに、健常者が駐車している事例があります。「少しだけ」との思いが障害のある人の活動を妨げています。

オ 言葉の問題

障害のある人に対して（または障害に対して）心ない言葉を使ったり、何気ない気持ちで言った言葉が、障害のある人の心を傷つけていることがあります。

（３）推進方針

障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で共に生活し活動できる安全安心な社会の実現を図ります。

- ①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及のための教育・啓発の推進
- ②障害のある子どももいない子どもも共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進
- ③障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育の推進
- ④障害のある人との交流やふれあいの機会の充実
- ⑤障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備
- ⑥障害のある人の人権擁護・権利擁護に関する取組の充実
- ⑦障害のある人への差別解消に向けた取組の推進
- ⑧「ひとにやさしいまちづくり」の推進

（４）今後の取組

【県の取組】

社会全体が障害や障害のある人について正しく理解する取組や、障害のある人の人権が尊重される取組を推進します。

ア 教育

障害について正しく理解し、障害のある人との交流等を通じて、互いに支え合う心を育む教育を推進します。

(ア)就学前教育

障害のある人との活動を共にする機会を積極的に設け、仲間として気持ちを通じ合うことを実感することを通して、将来、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための保育・教育を推進します。

(イ)学校教育

人を尊重する態度、尊敬や思いやる気持ちなど、豊かな人間性を育むための教育を推進するとともに、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システム^{※90}の構築や、交流及び共同学習の機会を積極的に設け、ふれあう機会を通じて、障害や障害のある人に対する理解を深めます。

また、特別支援教育の体制整備を推進し、その質的な向上を図っていきます。

さらに、発達障害等のある子どもが、自分の特性を生かして社会的・職業的自立ができるよう取組を推進します。

(ウ)社会教育

障害や障害のある人に対する意識上の障壁を取り除き、差別や偏見をなくしていくために、学習機会を提供するとともに、障害のある人との交流を通して相互理解を深めるよう努めます。

イ 啓発

障害や障害のある人に対する理解を深める広報や啓発活動に努めます。

(ア)講演会や研修会の開催など

「障害者週間^{※91}の集い」や「障害者作品展」などを通じて、障害のある人となない人の交流を図り、相互理解を深めます。

また、研修会の開催や、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、障害や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を行います。

※90「インクルーシブ教育システム」：「障害者の権利に関する条約」（平成18（2006）年、国連採択）第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであると述べられています。

※91「障害者週間」：期間は12月3日から12月9日まで。昭和57（1982）年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された12月3日が「国際障害者デー」、昭和50（1975）年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された12月9日を「障害者の日」としていたことから、平成16（2004）年の「障害者基本法」の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、この週間が設定されました。

なお、県はこの「障害者週間」の期間中に県民の集いを開催し、各種イベント等を通じて障害のある人となない人の交流を深め、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図る取組として、「障害者週間の集い」を毎年、実施しています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

(イ) 広報活動

テレビ・新聞等のマスメディアや県、市町村の広報誌等を活用した啓発活動により、障害や障害のある人に対する理解を深める啓発に努めます。

ウ 障害のある人の社会参加と雇用の促進等

障害のある人が生き生きと暮らせるよう、障害のある人の社会参加を推進するための環境整備や、雇用を促進する取組を推進します。

(ア) 障害のある人の社会参加の推進

「ひとにやさしいまちづくり」の推進や文化・芸術活動、障害者スポーツの振興など、障害のある人が社会的活動に参加しやすい環境を整備します。

(イ) 障害のある人の雇用の促進等

労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター※92 及び障害者就業・生活支援センター※93 などの関係機関と連携し、障害のある人の就労支援や職場定着に取り組みます。

県においては、障害者を対象とした採用選考試験の広報活動の充実に努めます。

エ 障害のある人の人権擁護・権利擁護等に関する取組

障害のある人の人権や権利を守るため、正しい情報の提供や啓発等を行うとともに、差別解消に向けた取組を推進します。

(ア) 障害のある人の人権擁護・権利擁護の推進

県は、施設の監査において、サービス提供事業者に対する指導を徹底するとともに、高知県高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、障害者虐待の防止等のための情報の提供や、広報その他の啓発活動などを実施していきます。

また、成年後見制度の普及に努めます。

(イ) 差別解消の取組の推進

「障害者差別解消法」の趣旨を周知するため、各団体への説明会を開催するとともに、「高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、県職員に対する研修などを進めます。

また、医療・福祉・法曹など障害者施策に関連する部署や学識経験者、当事者などから構成される「障害者差別解消支援地域協議会」において、障害のある人への差別の解消や合理的配慮の提供に関する相談や相談事例を踏まえた取組を推進します。

※92「障害者職業センター」：障害のある人や障害のある人を雇用する事業主などに対して、公共職業安定所（ハローワーク）と連携をとりながら、就職のための相談から就職後の職業適応指導までの一連の業務を行います。

※93「障害者就業・生活支援センター」：障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修への支援
	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	教職員の校内研修を支援する「人権問題学習学校支援事業」の実施
	「人権教育主任連絡協議会」・「人権教育主任研修」の実施（小・中・高等・特別支援学校の人権教育主任への研修）
	特別支援教育学校コーディネーターをサポートできる教員を養成する「発達障害等指導者実践講座ステージⅠ・Ⅱ」の実施
	特別な教育的ニーズのある子どもの障害の理解や支援の仕方について学ぶ「特別支援教育講座Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期」の実施
	特別支援学校の児童生徒に対する「（県）居住地校交流実践充実事業」の実施
	「放課後子どもプラン推進事業」における発達障害児等への理解を促進する研修や地域サポーター養成等の実施
啓発	「障害者週間の集い」・「障害者作品展」の開催
	「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）や「ハートフルセミナー」（県民対象）の実施
	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への助成
	マスメディアを通じた啓発
	人権研修用のテキスト、県民啓発資料、パネル等の作成
障害のある人の社会参加と雇用の促進等	「こうちあったかパーキング（障害者等用駐車場利用証交付制度）」の推進
	高知市中心商店街における車椅子の貸出やボランティアによる付添い等の「タウンモビリティ推進事業」の実施
	「高知県障害者美術展」の開催や「全国障害者スポーツ大会派遣事業」の実施
	「障害者就労支援対策事業」や「障害者職業訓練」の実施
	「ヘルプマーク」普及に向けた啓発や配布の実施
障害のある人の人権擁護・権利擁護等に関する取組	施設の監査等の実施 「高知県高齢者・障害者権利擁護センター」の設置運営

※「障害者」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の142～147ページ参照

達成目標

取組の内容	H31	H32	H33	H34	H35	達成目標 (H35年度)
○障害のある人の働く場の確保や就労支援機関の連携						一般就労している障害のある人が増えている。 全ての企業等で法定雇用率が達成 されている。 ※法定雇用率：従業員50人以上の民間企業は 2.2% （平成30（2018）年4月1日から適用）
○一般就労を希望する障害のある人を対象とした職業訓練の実施						
○障害のある人の人権擁護・権利擁護のための施設の監査等						障害のある人の権利が保障 される。
○高知県高齢者・障害者権利擁護センターによる虐待防止等のための情報の提供や、広報その他の啓発活動などの実施						

【企業等に期待する取組】

障害や障害のある人に対する理解を深め、社会参加を推進する取組を期待します。

- ☐ 障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備
- ☐ 障害や障害のある人に対する理解のための職場研修の実施
- ☐ 病院など公共的な施設などにおけるユニバーサルデザインに向けた取組
- ☐ 「ひとにやさしいまちづくり」への取組
- ☐ ユニバーサルデザインの商品開発
- ☐ 県や市町村等が実施する障害のある人の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

障害や障害のある人に対する理解を深め、人権の尊重と社会参加に配慮した取組を期待します。

- ☐ 障害や障害のある人に対する正しい理解のための研修会などへの参加
- ☐ 障害のある人との交流の場・ボランティア活動への積極的な参加と協力
- ☐ 街なかでの、障害のある人への心配り（やさしさを行動に）
- ☐ 「ひとにやさしいまちづくり」への取組
- ☐ 家庭や地域における自主的な学習の取組

6 HIV感染者等

I エイズ患者・HIV感染者等

エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

こうした感染症のうち、エイズについては、その原因はHIV※94といわれる非常に感染力の弱いウイルスであり、通常ではうつりにくい病気であることがわかっています。

エイズに関して、国連では、昭和63（1988）年にWHO（世界保健機構）がエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別や偏見と差別の解消を図るため、毎年12月1日を「世界エイズデー」※95と定め、啓発活動の実施を提唱しました。

国では、昭和61（1986）年から翌年にかけて全国的にエイズ問題がクローズアップされ、当時は、治療方法や感染経路などが特定し難い病気であるという情報などによって、国民のエイズに対する認識が誤ったイメージとして定着しました。

その後、平成4（1992）年に公衆衛生審議会の専門委員会が、誤った理解に基づく差別や偏見が根強く存在している現状から、国民を対象にした幅広い啓発が必要とのアピールを行いました。

平成10（1998）年には、患者等の人権尊重に配慮した内容の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」※96を制定し、翌平成11（1999）年に「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）を公表しました。

また、平成18（2006）年には、「エイズ予防指針」が改正され、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の観点から新たな施策の方向性を示し、国や地方公共団体、医療関係者などが共に連携して総合的な取組を推進していくこととされました。

※94「HIV」：HIV（Human Immunodeficiency Virus：ヒト免疫不全ウイルス）。エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるウイルスで、非常に感染力の弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体のなかで増えると、体に備わっている抵抗力（免疫）が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

※95「世界エイズデー」：WHO（世界保健機構）は、昭和63（1988）年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しています。なお、平成8（1996）年より、WHOに代わってUNAIDS（国連合同エイズプログラム）が提唱者となっています。

※96「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」：平成10（1998）年公布・平成11（1999）年施行。従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」※Gの3つの法律を統合し制定。この法律の前文では、「エイズ等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と明記し、患者等の人権尊重に配慮した内容になっています。
なお、同法は数回の改正を行っており、平成19（2007）年4月改正では、「結核予防法」の統合や、人権尊重や最小限度の措置の原則を明記しています。

※G「エイズ予防法」：正式名称は「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」。平成元（1989）年1月公布・同年2月施行。後天性免疫不全症候群（エイズ）の予防及び後天性免疫不全症候群患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、後天性免疫不全症候群が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的として制定された法律です。なお、この法律は、平成11（1999）年に廃止されています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

そして、平成 24（2012）年には、さらに同指針が改正され、性に関する意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年、言語的に障壁や文化的障壁のある外国人及び性的指向の側面で配慮の必要な MSM（男性間で性行為を行う者をいう）などの個別施策層^{※97}に対して、人権や社会的背景に最大限配慮した、きめ細かく効果的な施策を実施することが追加されました。

その後も、個別施策層を中心に新規 HIV 感染者・エイズ患者が報告されており、報告数は平成 20（2008）年をピークに年間約 1,500 件前後で横ばいで推移しています。また、近年の抗 HIV 療法の進歩は、感染者等の生命予後を改善した一方で、エイズを発症した状態で感染が判明した者の割合が依然として約 3 割と高い水準となっているなど、早期発見に向けたさらなる施策が必要であるとされています。こうした状況から平成 30（2018）年 1 月に第 3 次の改正が行われ、効果的な普及啓発、発生動向調査の強化、保健所等・医療機関での検査拡大及び予後改善に伴う新たな課題へ対応するための医療の提供の方針が示されました。

（1）現状と課題

県では、エイズや結核、B 型・C 型肝炎等の感染症に関して、自分の健康は自分で守るという観点から、正しい予防知識及び予防行動の普及を行っています。また、「HIV 検査普及週間（6 月 1 日～6 月 7 日）」での時間外の検査や相談の実施、「世界エイズデー」にあわせた啓発活動、学校教育と連携したエイズ予防・啓発教育などにも取り組んでいます。

こうした国・県のエイズに関する様々な情報の提供や取組により、社会のエイズに対する理解は一定進んできましたが、今なお、誤った認識や偏見が存在しています。感染症発生時には、患者を取り巻く環境のなかで、全国的には正しい知識や理解不足による差別や偏見、プライバシーの侵害などが、いまだにみられる状況です。

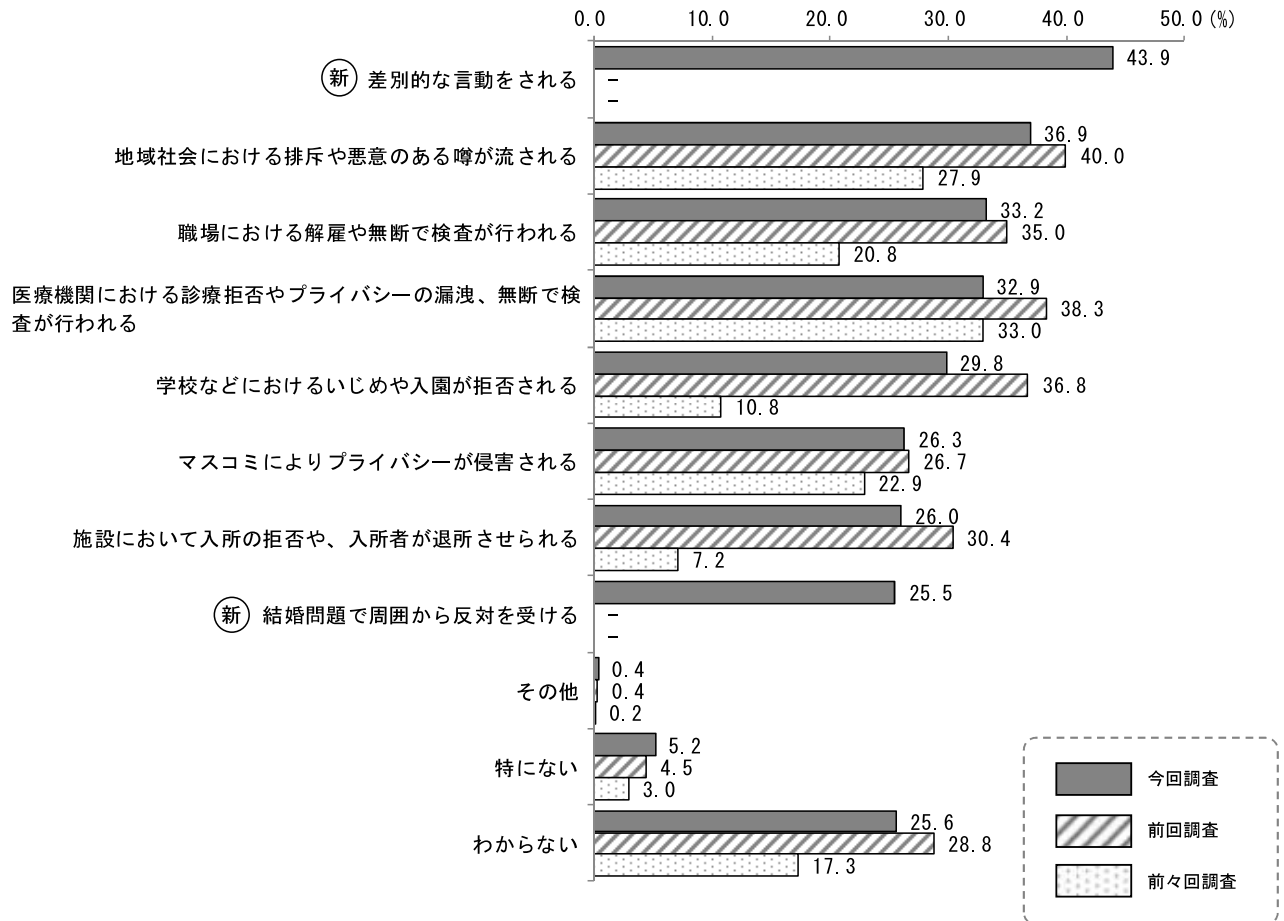
平成 29（2017）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、HIV 感染者等に関する人権上の問題点として、「差別的な言動をされる」、「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」、「職場における解雇や無断で検査が行われる」、「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩（もれること）、無断で検査が行われる」などが上位になっています。一方、「わからない」とする回答が 25.6%となっています（図 6）。

保健所への相談件数は、この 5 年間で約 3 分の 1 にまで減少しています（表 12）が、今後も、エイズ等の感染症について、より一層の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染者や患者の人権を大切に社会づくりを行っていくことが必要となっています。

※97 「個別施策層」：感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいいます。

図6 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点（％）

- エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
（○はいくつでも）



* 前々回調査の回答条件は【2つまで○】

表12 HIVについての相談件数

(保健所受付)

(件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
HIV相談	137	116	78	56	46

(2) 人権侵害の主な事例

- 就職の際に、HIV感染を理由に採用が取り消された。
- 医療機関で差別的な対応や診療拒否をされたりした。
- 職場の上司にHIV感染症であることを伝えたら退職を促され、翌日退職した。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

※人権侵害につながりかねない状況

- ・エイズ患者・HIV感染者がプライバシーの漏洩による周囲の偏見による不安から身近な市町村の窓口への制度利用の申請ができない。
- ・HIVに感染しているのか不安な人（このなかには感染者も含む）が、周囲の偏見による不安から、地元の保健所に検査・相談に行くことを躊躇する状況がある。

（３）推進方針

患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図ります。

- ①エイズ等の感染症について正しい知識を身に付ける教育の推進
- ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供
- ③エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制の充実

（４）今後の取組

【県の取組】

高知県感染症対策協議会エイズ・性感染症対策部会や市町村、関係機関との連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発を推進します。

ア 教育

エイズ等の感染症について、正しい知識を身に付ける教育を推進します。

（ア）就学前教育

生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。

（イ）学校教育

エイズ等に対するいたづらな不安や偏見を払拭するため、児童生徒の発達段階や実態に応じ、エイズ等に関する理解を深める教育を行います。

（ウ）社会教育

社会教育諸学級や各種団体などにおいて、エイズ等に関する正しい知識の普及を図るため、学習機会の充実と情報の提供を行います。

イ 啓発

エイズ等の感染症や感染予防対策について、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

(ア)講演会などの開催

「世界エイズデー」を中心としたキャンペーンやレッドリボン運動※98の普及にあわせた啓発活動に取り組みます。

(イ)広報活動

テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、エイズ等の感染症や感染予防対策についての正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

ウ エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制

エイズ患者・HIV感染者への相談体制の充実に努めます。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	教職員の校内研修を支援する「人権問題学習学校支援事業」の実施
啓発	世界エイズデーにあわせた啓発活動の実施（市町村・各福祉保健所・NGO・大学生等との連携）
	人権週間中に行う「じんけんふれあいフェスタ」の開催
	テレビ、新聞等を活用した「HIV検査・相談」に関する啓発活動
	（公財）高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施
	人権研修用のテキスト、県民啓発資料、パネル等の作成
	マスメディアを通じた啓発
エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制	エイズ拠点病院と連携した相談体制の充実

※「エイズ患者・HIV感染者等」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の148～151ページ参照

※98「レッドリボン運動」：エイズへの理解のしるしとして胸に赤いリボンをつける運動で、エイズで命を失った友人を追悼するため、ニューヨークの芸術家たちが胸に赤いリボンを付けたことに由来しています。

達成目標

取組の内容	H31	H32	H33	H34	H35	達成目標 (H35年度)
HIV検査及び相談について、テレビ、新聞等のメディアを効果的に活用した啓発活動						県民が 偏見なく気軽にHIV検査や相談が できるようになる。

【企業等に期待する取組】

エイズ等の感染症に対する正しい認識を深め、雇用や企業活動などにおいて、差別や偏見のない取組を期待します。

- ☐ 県や市町村等が実施するエイズ等の感染症に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力
- ☐ エイズ等の感染症に対する正しい認識を深めるための研修など、職場における積極的な取組

【県民に期待する取組】

エイズ等の感染症に対する正しい認識を深め、差別や偏見をなくしていく取組を期待します。

- ☐ 県や市町村等が実施するエイズ等の感染症に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力
- ☐ レッドリボン運動などへの参加

6 HIV感染者等

Ⅱ ハンセン病元患者等

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、人里離れた療養所に強制隔離されることで「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、このことにより偏見、差別が助長されてきました。

実際は、「らい菌」の感染力は極めて弱く、現在は治療薬もあり、早期に治療すれば身体に障害が残ることはありませんが、治療薬ができる以前に病気が進行した人たちのなかには、重い後遺症が残った人が多くいます。

国では、明治40（1907）年に制定された「^{らい}癩予防二関スル件」からハンセン病政策がはじまり、昭和6（1931）年に制定された「^{らい}癩予防法」（昭和28（1953）年に「^{らい}予防法」に改正）以降発病した人は、ハンセン病療養所に強制的に終生隔離されるなど、非人間的な扱いを受け、患者と家族はいわれなき差別と偏見に苦しめられてきました。

「^{らい}予防法」は平成8（1996）年に廃止され、平成13（2001）年には、強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されました。これに対して国は控訴を断念し、同年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が定められ、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。

これらの取組により、ハンセン病元患者等が受けた被害の回復については、一定の解決が図られているところですが、未解決の問題も残されています。とりわけ、社会に根強く残る偏見・差別の解消、元患者が地域社会から孤立することなく、安心して平穏に暮らすことができる環境整備などです。

これらの問題の解決のため、元患者等による努力が重ねられ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が、平成21（2009）年に施行されました。これに伴い、国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障、社会復帰の支援及び社会生活の援助、名誉回復及び死没者の追悼、親族に対する援護等に関する施策を実施することとなりました。

（1）現状と課題

県では、これまで、啓発冊子の配布や中高生による療養所訪問などの交流事業、療養所入所者の里帰り支援などに取り組んできました。

しかしながら、こうした取組の成果がみられる一方、現在も社会のなかでは、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

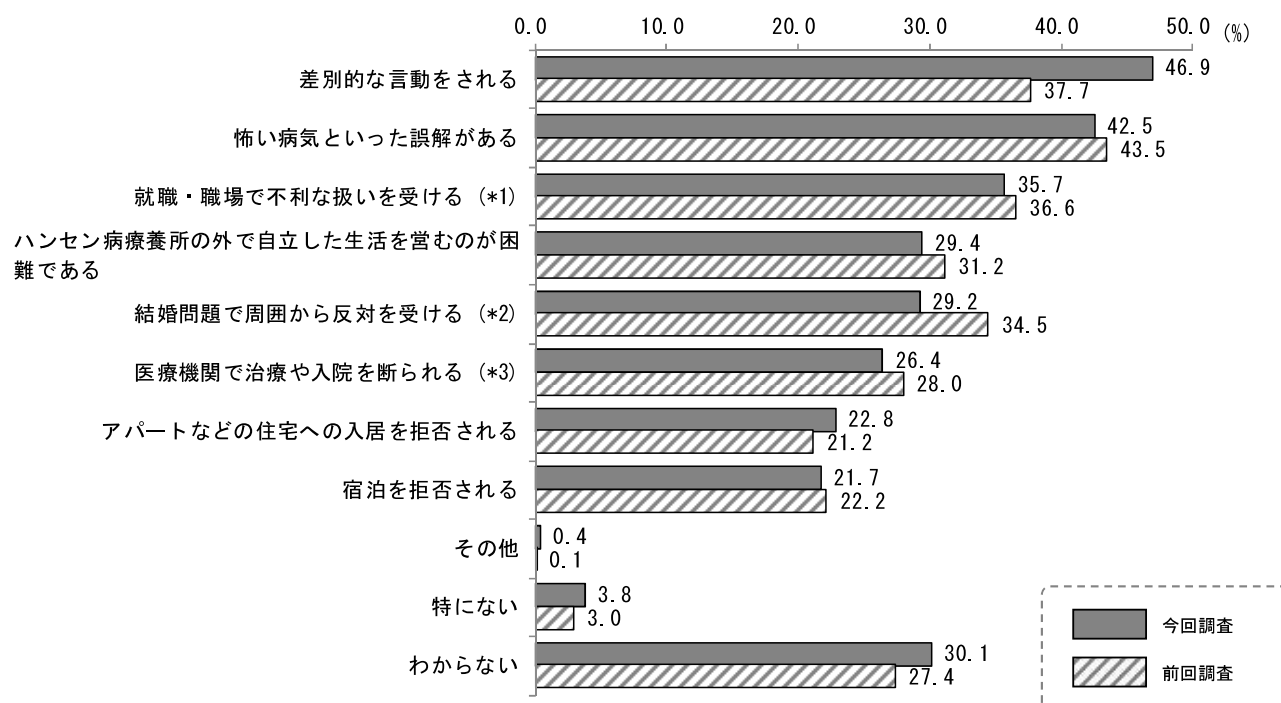
平成29（2017）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点として、「差別的な言動をされる」、「怖い病気といった誤解がある」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である」などが上位になっています。一方、「わからない」とする回答が30.1%となっています（図7）。

このような現状を踏まえ、今後も引続き、入所者が里帰りしやすい体制づくりや、ハンセン病に対する正しい知識の普及と啓発が求められています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

図7 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点（％）

- ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
（○はいくつでも）



*1 「就職・職場で不利な扱いを受ける」は、前回調査「家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける」との比較。

*2 「結婚問題で周囲から反対を受ける」は、前回調査「家族等の結婚問題で周囲が反対をする」との比較。

*3 「医療機関で治療や入院を断られる」は、前回調査「医療機関で治療や入院を断る」との比較。

（2）人権侵害の主な事例

※入所者との意見交換などで得られたこれまでの療養所内外における事例

- 療養所への入所後、ハンセン病は治癒していると言われたにもかかわらず、入所生活を継続させられた。
- 入所中に断種、中絶等の処置をさせられるなど、非人道的な扱いを受けた。
- ハンセン病という理由で入所させられたにもかかわらず、職員が行うべき重症患者の看護、介護その他作業に従事させられた。
- 療養所に近い郡部の店では、入店を断られたことがあった。
- 療養所への入所後、家族の縁談が破談になった。
- 患者・元患者の親族も、故郷では差別を受けるため、他地域での生活を余儀なくされている。
- 療養所にいる元患者のなかには、近所との関わりを気にして、ホテルなどで家族と会い、実家には帰らない人もいる（現在も続いている状態）。

(3) 推進方針

ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①ハンセン病について正しい知識を身に付ける教育の推進
- ②ハンセン病について正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ③ハンセン病元患者等への支援体制の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

ハンセン病元患者等への支援と、ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける教育・啓発を推進します。

ア 教育

ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける教育を推進します。

(ア) 就学前教育

生命の大切さと人権を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

児童生徒の発達段階や実態に応じ、ハンセン病についての正しい知識を身に付ける教育を行います。

(ウ) 社会教育

社会教育諸学級や各種団体などにおいて、ハンセン病に対する正しい知識の普及を図るため、学習機会の充実と情報の提供を行います。

イ 啓発

ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

(ア) 講演会などの開催

「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」※99などを通じて、広く啓発に努めます。

(イ) 広報活動

テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。

※99「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」：国立療養所大島青松園が主催で開催しており、四国4県もちまわりで毎年1回、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図り、偏見や差別の解消に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に実施しているフォーラムです。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

ウ ハンセン病元患者等への支援体制

ハンセン病元患者等が安心して生活できるための支援や交流事業を実施します。

(ア) ハンセン病元患者等との交流促進

中高生やボランティアグループ等の療養所訪問など、交流によって正しい知識や認識を得られる活動を推進します。

また、ハンセン病元患者の里帰りについても支援を継続していきます。

(イ) ハンセン病元患者等への支援

ハンセン病元患者やその家族への支援体制の充実を図ります。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	教職員の校内研修を支援する「人権問題学習学校支援事業」の実施
啓発	「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」への参加呼びかけ
	人権週間中に行う「じんけんふれあいフェスタ」の開催
	「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）や「ハートフルセミナー」（県民対象）の実施
	マスメディアを通じた啓発
ハンセン病元患者等への支援体制	「中高生による療養所訪問」の実施
	「ハンセン病元患者の里帰り事業」の実施
	「ハンセン病元患者への訪問」の実施

※「ハンセン病元患者等」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の152～155ページ参照

達成目標

取組の内容	H31	H32	H33	H34	H35	達成目標 (H35年度)
ハンセン病元患者等との交流の幅を広げる取組						ハンセン病元患者等が安心して生活できる環境が整う。 ○ 5年間で延べ15校以上が療養所を訪問する。 【平成29年度までの実績：18校】 ○ 里帰り経験のないハンセン病元患者が里帰りする。
	中高生による療養所訪問の実施					
						
	ハンセン病元患者の里帰り事業の実施					
ハンセン病元患者やその家族の希望等、できるだけ多くの情報を収集する取組						県が、ハンセン病元患者やその家族が相談しやすい身近な機関となる。 県出身の元患者のいる療養所の全数を訪問する。
	ハンセン病元患者への訪問の実施					

【企業等に期待する取組】

ハンセン病に対する正しい認識を深め、企業活動などにおいて、差別や偏見のない取組を期待します。

- ☐ 県や市町村等が実施するハンセン病に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力
- ☐ ハンセン病に対する正しい認識を深めるための研修など、職場における積極的な取組

【県民に期待する取組】

ハンセン病に対する正しい認識を深め、差別や偏見をなくしていく取組を期待します。

- ☐ 県や市町村等が実施するハンセン病に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力
- ☐ 「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」などへの参加

7 外国人

国連において、昭和 40（1965）年に採択された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）※100 は、我が国でも平成 7（1995）年に批准され、国内においても人種差別や外国人差別などあらゆる差別の解消に向けた取組が進められてきました。

国では、平成 18（2006）年に、今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案し、外国人住民のさらなる増加を予想し、外国人住民施策が全国的な課題となりつつあるとの認識のもと、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推進しています。

こうした中、最近の深刻な人手不足により、生産性の向上や国内人材の確保を強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の技能を有し即戦力となる外国人材の受入を拡大するため、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（改正入管難民法）が施行され、平成 31（2019）年 4 月 1 日から新制度の運用が開始されることになりました。

また、文部科学省では、平成 18（2006）年度から平成 21（2009）年度まで、国際理解を深め、国際社会で主体的に活躍できる人材を育成するための「国際教育推進プラン」を実施し、国際理解教育の推進に努めています。

さらに、外国人の子どもの公立学校での受入れに当たり、適切な日本語指導や適応指導を行う体制を支援するため、日本語指導等を行う教員を配置するため加配定数の措置、独立行政法人教員研修センターにおける日本語指導者等に対する研修の実施、自治体が行う初期適応指導教室の実施や、支援員の配置等の取組を支援する事業を実施しています。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がマスメディアやインターネット等で大きく報道され、こうした言動は、ヘイトスピーチと呼ばれ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねないことから、国は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を平成 28（2016）年 6 月に施行しました。

（1）現状と課題

平成 29（2017）年 12 月 31 日現在、県内には、70 の国・地域、4,332 人の外国人が暮らしています。国籍別に見ると、中国籍が 1,280 人と最も多く、フィリピン籍 681 人、ベトナム籍 636 人、韓国・朝鮮籍 556 人と続いています。総数では、平成 24（2012）年の 3,380 人を境に概ね年々増加傾向にあり、この 5 年間では、平成 25（2013）年の 3,428 人に比べ 904 人、26.4 ポイントの増加となっています。

※100 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）：昭和 40（1965）年 12 月 21 日、国連採択。日本は平成 7（1995）年 12 月に批准、翌平成 8（1996）年 1 月 14 日に発効。この条約でいう「人種差別」とは、人種・皮膚の色・世系（descent：出生によって決定される社会的地位や身分）・民族的または種族的出身（origin）に基づく区別や除外、制約や優先であって、政治・経済・社会・文化その他の公的な生活の分野で、人権と基本的自由の平等の立場での承認や享有や行使を無効にしたり害する目的や効果を持つものを意味しています。

この条約の履行を確保するため、締約国は種々の国内措置をとっており、また「人種差別撤廃委員会」という国際機関を設置しています。この委員会は、締約国の報告を審議し、異議申立てを受理するほか、一定の条件で、個人や団体の申立ても受理し、審理することができるようになっています。

県では、これまで「(公財) 高知県国際交流協会」※101を中心に、国際理解のためのイベントなどの開催、外国人のための日本語講座、相談業務などを行ってきています。

しかし、言語・文化・習慣・価値観などの相互理解が十分でないことや、人種、民族、国籍などに対する固定的なものの見方が人権侵害につながる場合もあります。

平成29(2017)年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」、「差別的な言動をされる」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「アパートなどの住居への入居を拒否される」などが外国人に関する人権上の問題点の上位になっています(図8)。

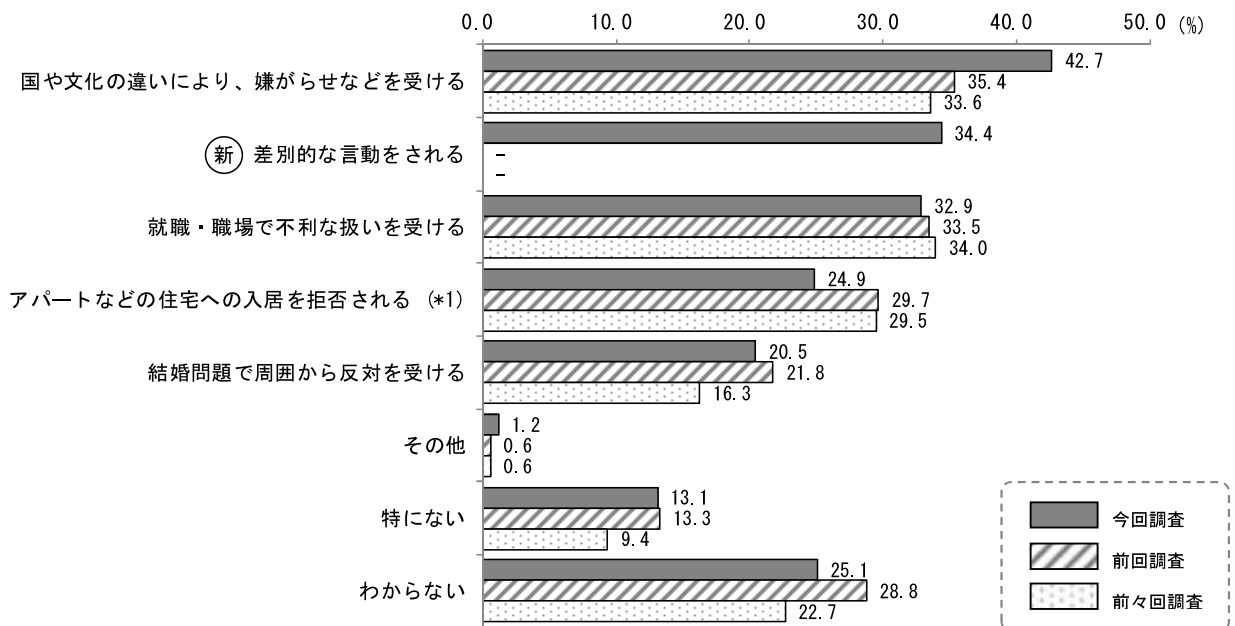
また、(公財) 高知県国際交流協会への相談には、外国人からの国際結婚後の生活上のトラブルに関するものなどもあります(表13)。

よって、今後も、外国人にとっても暮らしやすいと感じてもらえる県づくりを目指して、地域における国際化を推進する必要があります。

県教育委員会では、義務教育を受けられなかった人や不登校等の理由で十分に学校に通えなかった人などを対象とした「公立中学校夜間学級(夜間中学)」を平成33(2021)年度に開校することを目指していますが、この夜間中学には外国籍の人も対象とする方針です。

図8 外国人に関する人権上の問題点(%)

- 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
(○はいくつでも)



※1 「アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、前回・前々回調査「アパートなどの住宅への入居が困難である」との比較。

* 前々回調査の回答条件は【2つまで○】。

※101 「(公財) 高知県国際交流協会」: 文化・情報・産業など各分野における地域の国際化を目的に、平成2(1990)年11月に設立。民間国際交流団体の中核的役割を担い、様々な国際交流の講座やイベント等の開催により、県民の国際感覚を養うとともに、外国人への差別の解消に向けた啓発を行っています。 高知市本町 4-1-37 (電話) 088-875-0022

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

表 13 人権・生活相談件数

(公財)高知県国際交流協会

(件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
暴力・離婚	1	—	—	—	—
在留資格	—	—	2	2	5
住居	—	—	—	—	1
ストレス	—	—	—	—	—
その他	2	1	9	27	33
合計	3	1	11	29	39

(2) 人権侵害の主な事例

※相談への対応事例

○県内の相談事例として、「日本人配偶者による暴力から身を守るためには、どうすればよいか」という内容の相談があり、保護命令申請手続きに関して、専門機関の紹介や通訳を実施した。

(3) 推進方針

多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ります。

- ①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進
- ②外国人との交流やふれあいの機会の充実
- ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進

(4) 今後の取組

【県の取組】

外国人との交流や外国文化を理解し合う教育・啓発を推進し、国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図る取組を推進します。

ア 教育

学校教育や社会教育において、国際理解教育を推進します。

特に、韓国や中国等のアジアの近隣諸国についての理解を深めていきます。

(ア) 就学前教育

外国の文化や習慣等に触れながら、互いに尊重し合う心や態度を育てる保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

国際理解教育を通して、広い視野を持ち、異文化や人間としての共通性を理解するとともに、これを尊重する態度や、共に協調して生きる態度の育成に努めます。

(ウ) 社会教育

国際交流員制度などを活用した地域レベルでの国際交流を促進し、異文化への理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図ります。

イ 啓発

本県の在住外国人と県民との交流を推進し、国際理解を通じて人権尊重の啓発を行います。

(ア) 講演会の開催など

「国際ふれあい広場 in こうち」の開催など、県民が気軽に参加できる交流の場を設け、国際的な人権感覚と意識の高揚を図ります。

また、「親子で学ぶ国際理解講座」の開催など、児童期からの異文化理解にも努めます。

(イ) 広報活動

ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、外国人や異文化に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。

ウ 外国人が暮らしやすい地域社会づくり

本県の在住外国人が暮らしやすい地域社会づくりのために、日本語教育のための講座を開設し、日常生活の不安解消に努めます。

また、外国人が安心して生活できるための相談体制について、(公財)高知県国際交流協会を中心に充実します。高知県国際交流協会では、県内在住外国人の生活に関わる相談窓口を開設しています。(対応言語は、日本語・英語・中国語・韓国語)

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修への支援
	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	教職員の校内研修を支援する「人権問題学習学校支援事業」の実施
啓発	国際交流員の派遣による「異文化理解講座」や「異文化派遣講座」の実施
	(公財) 高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施
	国際交流・国際協力に関する総合イベントである「国際ふれあい広場inこうち」の開催
	小学校高学年を対象とした異文化への理解を深める「親子で学ぶ国際理解講座」の開催
	「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)や「ハートフルセミナー」(県民対象)の実施
	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への助成
	人権研修用のテキスト、県民啓発資料、パネル等の作成
	普及啓発資料の配布(農林水産業関係)
外国人が暮らしやすい地域社会づくり	日本語教育の推進による日常生活の不安を解消するための「日本語講座」の開催
	(公財) 高知県国際交流協会での外国人を対象とした「生活相談」の実施

※「外国人」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の156～159ページ参照

達成目標

取組の内容	H31	H32	H33	H34	H35	達成目標 (H35年度)
国際交流員制度を活用した国際交流の促進、異文化への理解を深める取組						取組を継続することで、多様な文化や民族の違いをお互いに理解・尊重できる、人権意識が高い、外国人にとって住みやすい地域社会づくりが進んでいる。 国際交流員等の派遣回数を165回以上とする。 【平成29（2017）年度実績 150回（目標から10%増）】
県民が気軽に参加できる交流の場や児童期から異文化理解を進める取組						取組を継続することで、多様な文化や民族の違いをお互いに理解・尊重できる、人権意識が高い、外国人にとって住みやすい地域社会づくりが進んでいる。 参加者・受講者の増加を図る。【平成29（2017）年度実績：「国際ふれあい広場 in こうち」（台風接近のため中止 ※H28：4,600人）・「親子で学ぶ国際理解講座」受講者（52人）】

【企業等に期待する取組】

海外からの研修生の受入れなどに際し、相手国と対等なパートナーシップに立った取組を期待します。

また、自主的な国際交流・国際協力への参加を期待します。

- ☐ 研修の趣旨を尊重した受入れと職場環境づくり
- ☐ 「国際ふれあい広場 in こうち」への積極的な参加
- ☐ 異文化講座への参加によるアジア諸国への理解

【県民に期待する取組】

諸外国の文化・人権などを尊重した国際交流・国際協力への参加を期待します。

また、地域社会のなかで外国人との自然な交流が可能となるよう、日常の暮らしを通じた交流にも期待します。

さらに、若者の国際理解の場への積極的な参加も期待します。

- ☐ イベントやフェアなど、在住外国人とのふれあいの場への参加
- ☐ ホームステイなどの国際交流ボランティア活動への参加
- ☐ 青年海外協力隊などの交流事業への参加

8 犯罪被害者等

国連では、昭和 60（1985）年に「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択され、各国は被害者等に対する情報の提供や物心両面の社会的援助とともに、警察等の機関の職員に対する教育やガイドラインの策定などが求められました。

国では、昭和 55（1980）年に犯罪被害者等に給付金を支給する「犯罪被害者等給付金支給法」※102 が制定され、翌昭和 56（1981）年には、犯罪被害遺児に奨学金を支給する「財団法人犯罪被害救援基金」（平成 23（2011）年からは公益財団法人）が設立され、犯罪被害者等に対する経済的援助が進められました。

その後、平成 4（1992）年に、我が国で初めての民間被害者援助団体が設立され、民間ボランティアによる被害者支援活動が開始されました。

平成 8（1996）年には、警察庁が「被害者対策要綱」を定め、本格的な被害者対策が開始されたのに続き、平成 12（2000）年には、犯罪被害者等保護二法（「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法））が制定されるなど、被害者等の保護や支援についての法的な整備が進められました。

平成 13（2001）年には、「犯罪被害者等給付金支給法」が改正され、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改名し、障害給付金の障害等級の拡大（1～4 級→1～14 級）・重傷病給付金の新設等が規定されました。

平成 17（2005）年には、「犯罪被害者等基本法」が施行されるとともに、同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」※103 が定められました。

平成 20（2008）年には、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改められ、犯罪被害給付制度の拡充が図られるとともに、犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体の自主的な活動の促進や、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動の促進に関する規定が整備されました。

平成 23（2011）年には、「第 2 次犯罪被害者等基本計画」が策定され、これを受けて警察庁では、被害者支援を一層充実させるため、同年 7 月「犯罪被害者支援要綱」を制定しました。

このような被害者等の抱える問題や困難に対する社会的な関心の高まりを受けて、給付金制度の改善など、経済的負担の軽減や、犯罪の捜査や裁判の過程での被害者等の保護や手続への関与等権利の拡充が図られるとともに、社会全体で被害者等を支援していこうとする取組が進められてきました。

なお、現在では、全国的な組織である「全国被害者支援ネットワーク」が結成され、被害者支援のための電話相談や面接相談を中心とした様々な活動が展開されています。

※102 「犯罪被害者等給付金支給法」：昭和 55（1980）年公布・昭和 56（1981）年施行。平成 13（2001）年の改正により、名称が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に変更されました。
平成 20（2008）年の改正で、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に変更されました。

※103 「犯罪被害者等基本計画」：平成 17（2005）年閣議決定。（平成 28（2016）年に「第 3 次計画」策定。計画期間は平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度まで）「4 つの基本方針」（①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること ②個々の事情に応じて適切に行われること ③途切れることなく行われること ④国民の総意を形成しながら展開されること）の下、具体的な施策が推進されています。

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけではなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる様々な問題（二次被害）にも苦しめられます。

また、心身の回復や裁判のために仕事を継続することが困難な場合もあります。

平成 29（2017）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」などが犯罪被害者等に関する人権上の問題点の上位になっています（図 9）。

現在、県内では、高知県警察本部に「被害者支援室」を設置し、犯罪被害者に対する情報提供等をはじめ、捜査過程における犯罪被害者の負担軽減、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者の安全の確保、被害者支援に関する広報活動等、様々な側面から被害者支援の充実を図るとともに、「犯罪被害者ホットライン」※104 による相談対応を行っています。また、平成 28（2016）年度末には県内全市町村に「総合的対応窓口」が設置されています。

さらに、全国でもボランティアを核とした民間の支援団体が次々と設立され、本県では、平成 19（2007）年に「こうち被害者支援センター」※105 が設立されました。

この被害者支援センターでは、市町村における「総合的対応窓口」等とも連携し、犯罪被害者等からの電話・面接での相談をはじめ、警察・病院・裁判所等への付添いや、法律相談、自宅訪問など直接的な支援、被害者支援の必要性を訴える講演・広報活動を実施しており、この 5 年間に電話や面談での相談は延べ 1,781 件、直接支援件数は延べ 1,184 件にのぼっています（表 14）。

事件・事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者等になる可能性があります。犯罪被害者とその家族がおかれている状況を理解し、少しでも平穏な生活を取り戻せるよう配慮することが必要となっています。

※104「犯罪被害者ホットライン」：犯罪の被害に遭われた方の心の悩み等に関する相談窓口です。高知県警察本部警務部県民支援相談被害者支援室（電話）088-871-3110

※105「こうち被害者支援センター」：犯罪や交通事故にあった方やその家族の方の精神的なケアや悩みの解決などを支援しています。平成 19（2007）年 4 月に被害者支援の拠点として設立され、同年 7 月に高知県より NPO 法人に認定されています。なお、平成 24（2012）年に高知県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、平成 26（2014）年には、高知県より認定 NPO 法人（寄附金税額控除対象法人）に認定されています。（電話）088-854-7867

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

図9 犯罪被害者等に関する人権上の問題点（％）

- 犯罪被害者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
（〇はいくつでも）

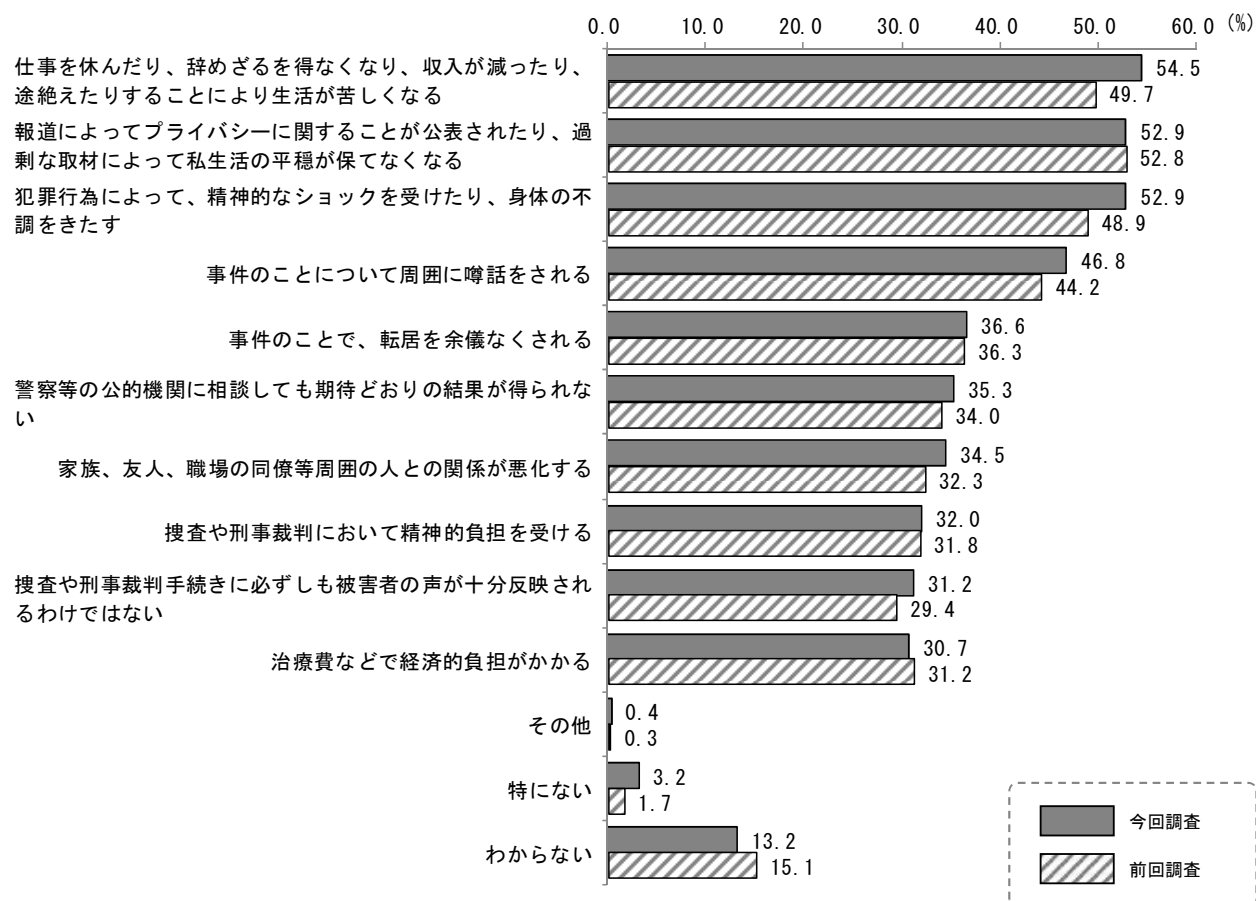


表14 相談及び支援件数

認定NPO法人こうち被害者支援センター

(件)

項 目	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
電話・面談相談件数	275	266	360	411	469
直接支援件数	410	126	133	264	251
合 計	685	392	493	675	720

※ 直接的支援：病院・裁判所等への付き添い、生活支援、自宅訪問等

(2) 人権侵害の主な事例

- 強姦などの性的犯罪の被害者が、まわりの人から「被害者にも責任や問題があったのではないか」というように言われたり、そう思われているのではないかと悩んでしまう。
- 一人暮らしの女性の部屋に男性が侵入し、その時の精神的ショックでその後も苦痛を負わされる。
- 性的虐待に悩まされ続け、誰にも告白できない状況で苦痛を負わされる。
- 犯罪被害者等が、弁護士や病院の費用等にかかる経済的負担で苦しめられる。
- 暴力被害にあった被害者が、精神的ショックから進路を断たれ、将来に夢や希望が持てないことの苦痛を負わされる。
- 加害者と居住地が近いことから、犯罪被害に遭った被害者が引っ越しせざるを得なくなり、引っ越した。
- 家族が犯罪被害に遭ったことにより、勤務先でのあらぬ噂や中傷に苦しみ、退職せざるを得なくなった。
- 事件により遺族がつらい思いをしている中、地域で加害者側が中傷する言動を繰り返していることを知り、さらに心を痛めることとなった。

(3) 推進方針

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進
- ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図ります。

ア 教育

誰もが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こすことのないよう、犯罪被害者等の気持ちに共感できる力を育む教育を推進します。

(ア) 就学前教育

友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心情を育むための保育・教育を推進します。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

(イ) 学校教育

情報を正しく読み取り、他者を思いやる気持ちを育む教育を推進します。

(ウ) 社会教育

市町村等で実施される各種学級等において、他者を思いやる教育や相手の立場になって考える教育の充実のための支援を行います。

イ 啓発

犯罪被害者等のおかれている状況や支援の必要性について、県民等の理解を促進するため、あらゆる機会を通じて効果的な啓発活動を推進します。

(ア) 講演会や研修会の開催など

企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、犯罪被害者等を思いやる気持ちを育む啓発を図ります。

(イ) 広報活動

「犯罪被害者週間」※106 などにおける広報活動や、テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動などを通じて、犯罪被害者等への理解を促進する啓発に努めます。

ウ 犯罪被害者等への相談・支援体制

犯罪被害者等からの相談窓口として適切に対処するとともに、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の被害者支援団体等と連携しながら、犯罪被害者等への途切れることのないきめ細かな支援を実施します。

※106「犯罪被害者週間」：期間は11月25日から12月1日まで。「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が、「犯罪被害者週間」と定められています。期間中は、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、人々の理解を深めるための啓発事業等が実施されています。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	教職員の校内研修を支援する「人権問題学習学校支援事業」の実施
	中高生を対象とした犯罪被害者等の講師による「命の大切さを学ぶ教室」の開催
啓発	人権週間中に行う「じんけんふれあいフェスタ」の開催
	「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）や「ハートフルセミナー」（県民対象）の実施
	（公財）高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施
	犯罪被害者等支援に関する講演会・研修会の実施
	犯罪被害者支援団体等が実施する啓発への支援
	人権研修用のテキスト、県民啓発資料、パネル等の作成
	マスメディアを通じた啓発
	関係機関と連携した街頭キャンペーンの実施
犯罪被害者等への相談・支援体制	市町村における「総合的対応窓口」の周知や関連機関との連携強化
	相談電話「犯罪被害者ホットライン」による適切な相談活動・カウンセリングの実施
	「性暴力被害者支援サポートセンターこうち」への支援や周知

※「犯罪被害者等」に関する取組については、第6章「2 取組計画」160～163 ページ参照

達成目標

取組の内容	H31	H32	H33	H34	H35	達成目標 (H35年度)
犯罪被害者等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さなどを直接生徒に語りかける中高生を対象にした教室の開催						次世代を担う中高生の規範意識が向上するとともに、犯罪被害者等への配慮、協力意識が醸成されるようになる。 「命の大切さを学ぶ教室」を5年間で25校以上で開催する。 【平成29（2017）年度実績：年間14校】 ※「高知県警察犯罪被害者支援基本計画（平成28～34年度）」
○市町村に設置している「総合的対応窓口」の周知や必要に応じた関係機関との連携						相談者への情報提供や、必要に応じて関係機関へつなげることができるようになる。
○性暴力被害者への支援（相談窓口の周知や医療費助成など）						

【企業等に期待する取組】

犯罪被害者等に偏見を持たず、支援する取組を期待します。

- ☐ 犯罪被害者等が職場内で人権侵害にあわない環境づくり
- ☐ 県や市町村等が実施する犯罪被害者等に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

犯罪被害者等に対して、二次被害を起こすことのないように期待します。

- ☐ 県や市町村等が実施する犯罪被害者等に関する教育・啓発活動への参加と協力
- ☐ 犯罪被害者等に配慮できる気持ちの醸成

9 インターネットによる人権侵害

情報・通信手段が発達し、社会の高度情報化が急速に進むなか、誰もが容易にインターネットの利用ができるようになるなど、利便性が向上した反面、近年、インターネットの匿名性を悪用し、電子掲示板やホームページに他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する事例が増加しています。

また、コンピューターやネットワークの利用により、大量の個人情報処理される社会となり、個人情報の不適正な取扱いや信用情報、顧客データの盗用・流出などの問題も生じています。

平成 14（2002）年に制定された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）^{※107}では、インターネット等による情報の流通により権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任や、発信者情報の開示を請求する権利などが定められました。

また、法の施行に合わせて、被害者がプロバイダ等に対して当該侵害情報の送信防止措置を依頼する手続きなどを定めた「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が同年（平成 14（2002）年）に決定されましたが、平成 16（2004）年の同ガイドライン一部改訂により、重大な人権侵害事案については、法務省人権擁護機関がプロバイダ等に対し当該侵害情報の削除要請を行うことができるなど、より適切で迅速な対応ができるようになりました。

さらに、平成 19（2007）年に「発信者情報開示関係ガイドライン」が定められ、情報の流通によって権利侵害を受けた者が、その情報の開示を発信者に請求できる基準等を、可能な範囲で明確化したことや、既に平成 17（2005）年に全面施行されていた「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）により、個人情報の保護やプライバシーの保護等に関する措置が講じられています。

平成 21（2009）年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）^{※108}が施行され、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策が行われています。

なお、平成 25（2013）年に公布・施行された「いじめ防止対策推進法」においては、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進や、いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等について定められています。

※107 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）：インターネットでのウェブページや電子掲示板などの不特定のものに受信される情報の流通によって権利の侵害にあった場合について、プロバイダ及びサーバの管理・運営者等の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めています。

※108 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）：青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及などにより青少年が有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講ずることにより、青少年のインターネット利用における権利の擁護を目的に平成 21（2009）年に施行されました。さらに、青少年をめぐるインターネット環境が大きく変化していることを受け、平成 29（2017）年には、インターネット事業者等に、スマートフォンをはじめとする携帯電話端末等の契約者または使用者が青少年であるかどうかを確認し、契約者が青少年である場合は当該青少年に、使用者が青少年であり、かつ契約者がその青少年の保護者である場合は当該保護者に対して、青少年有害情報の閲覧の可能性があること、また、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性等を説明する義務を課すこととしました。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

また、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板などに公表することにより、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生しています。こうした状況を受け、平成 26（2014）年には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）^{※109}が施行され、警察等において、相談支援や画像等の削除支援などが行われています。

（１）現状と課題

県では、平成 24（2012）年に「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」（「高知県教育委員会事務局人権教育課」実施）を行い、子どもたちを取り巻くネット社会の状況について実態を把握し、児童生徒のインターネット上のトラブルや危険性について、子どもたちや保護者、教職員を中心に教育・啓発活動を進めています。また、インターネット上の不適切な書き込み等を監視する「学校ネットパトロール」を実施し、問題の早期発見・早期対応に努めています。

そうした中、子どもたちのインターネットの利用率が高まっていることを反映し、県内の公立学校におけるいじめの認知件数のうち携帯電話等での誹謗中傷は、28 年度までは一定の範囲で増減する状況にありましたが、29 年度は大幅に増加しています（表 15）。そのため、いじめやネットの問題の解決に向け、子どもたち自身はもとより、地域・家庭が一層関心を持って取組を進めていく必要があります。

平成 30（2018）年 4 月には青少年保護育成条例の一部を改正し、監護する青少年に対しての保護者の役割や学校並びに青少年の育成に携わる関係者及び関係団体の役割を明らかにして、子どもたちがインターネットを適切に活用する能力を身につけられるように取組を進めています。

また、高知地方法務局に寄せられるネット上の人権侵害に関する相談件数と人権侵犯事件数はほぼ横ばい状態（表 16）ですが、インターネットを悪用した誹謗中傷や、掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が後を絶ちません。

平成 29（2017）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、関心がある人権問題として「インターネットによる人権侵害」の割合が、前回調査より 9.2 ポイント（33.2→42.4）増加しており（図 14；107 ページ参照）、「インターネットによる人権侵害」に関する人権上の問題点として、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」、「知らない間に自分のことが掲載されていること」、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」などが上位になっています（図 10）。

また、近年、全国的に SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）における「なりすまし」や「ソーシャルメディア・ハラスメント」等の行為も問題になっています。

インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速・拡大化、被害の回復の困難性にあります。画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが求められています。

※109 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）：個人の性的名誉や性的プライバシーを保護することを目的に制定されました。プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為について、罰則を設け禁止しています。

図10 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点（％）

- インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）

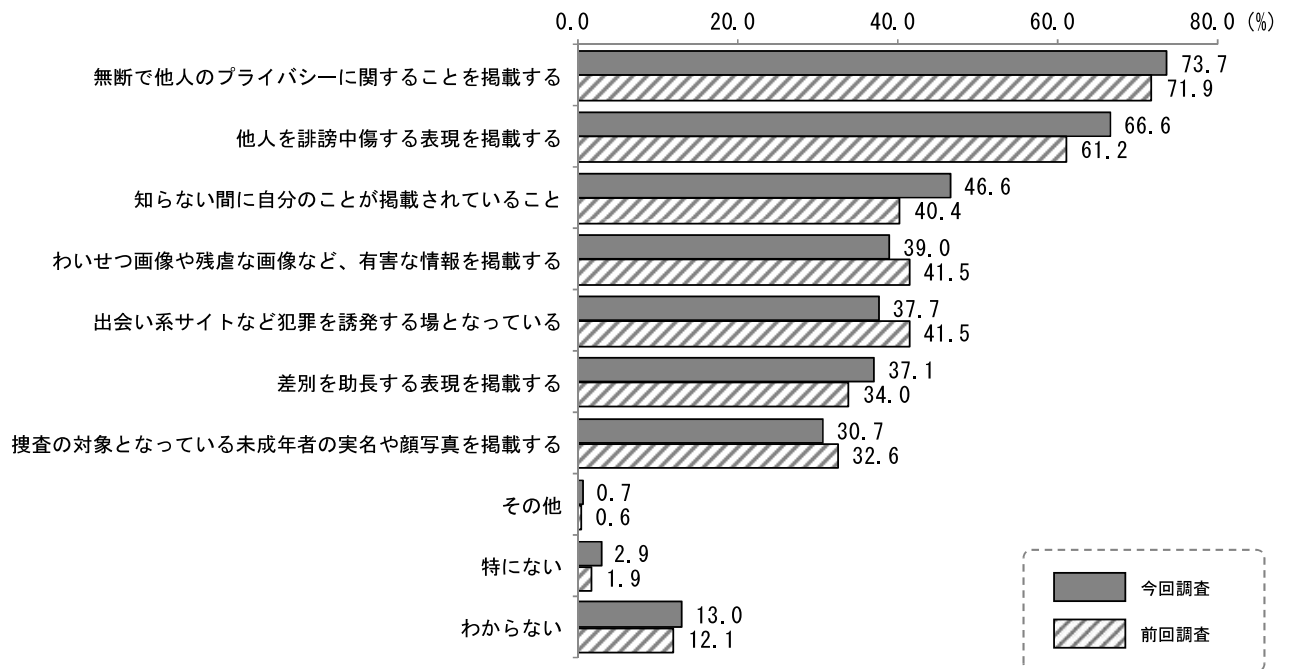


表15 高知県公立学校におけるいじめの認知件数のうち、携帯電話等での誹謗中傷

(件)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
認 知 件 数	42	40	69	54	112

表16 インターネット上の人権侵害情報に係る人権相談及び人権侵犯事件

(高知地方法務局)

(件)

	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
相 談 件 数	25	39	24	48	27
人権侵犯事件数	4	16	8	11	11

※1～12月

(2) 人権侵害の主な事例

インターネット上に設けられた電子掲示板に、差別の助長につながる悪質な書き込みが多数発見されています。

また、携帯電話やスマートフォン等のメールなどで誹謗中傷されたり、インターネット上に設けられた電子掲示板に個人が特定される悪質な書き込みがされるなど、プライバシーの侵害や、いじめとなる人権侵害の事例が見られます。

(3) 推進方針

インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動の推進
- ②インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどについての対応策の周知

(4) 今後の取組

【県の取組】

インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を進めるとともに、起こった場合の対応等についての周知を進めます。

ア 教育

インターネットによる人権侵害への予防と対応に努め、誰もが被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現のため取組を推進します。

(ア) 就学前教育

友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心情を育むための保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

インターネットやスマートフォン等の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーに関して正しく理解する情報モラル教育や、人権に関する学習を実践します。

インターネット上でのいじめや誹謗中傷は外部から見えにくい匿名性があることから、学級活動やホームルーム活動を通して、子どもがネット問題について主体的に話し合い、問題を解決していくことや、児童会・生徒会活動を通してネットのルールづくりを進めていくなどの取組を推進します。また、友好な人間関係を築くための取組や、共感的に理解する力、人間関係調整力を育む学習についても実践します。

(ウ) 社会教育

新しい情報を得られる機会の提供や、自分が被害者にも加害者にもならないための知識と対応力を身に付けるための学習内容などの充実を図ります。

イ 啓発

インターネットの便利さに潜む危険性について正しく理解し、利用者一人ひとりが正しい利用方法等について理解できる啓発活動を推進します。

(ア) 講演会や研修会の開催など

企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、インターネットの利用に関する正しい知識を身に付ける啓発を図ります。

また、自分が被害にあったり、人権侵害だと思われる内容を発見した時に対応できる力を身に付ける啓発活動を行います。

(イ) 広報活動

テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ等を活用した広報を実施するとともに、県民にわかりやすく、実践につなげることができる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。

ウ インターネットによる人権侵害のおそれがある書き込みなどへの対応

インターネットによる人権侵害が起こった場合の迅速な対応方法を周知するとともに、被害者の心のケアに取り組みます。

「学校ネットパトロール」の取組により、児童生徒のネット上のトラブルの未然防止や対応に努めます。

(ア) 関係機関との連携

市町村等にインターネットによる人権侵害が起こった場合の削除要請の依頼方法について周知します。

また、警察や法務局などの関係機関と連携しながら、書き込みがあった場合は、迅速かつ適切な対応に努めます。

(イ) 被害者へのケア

書き込みの内容によっては、警察や学校等が中心となって、被害者の心のケアを行います。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	教職員の校内研修を支援する「人権問題学習学校支援事業」の実施
	PTA 研修等保護者への啓発活動の推進
	「人権教育主任連絡協議会」・「人権教育主任研修」の実施（小・中・高等・特別支援学校の人権教育主任への研修）
	ネット上のトラブルから子どもたちを守るために、携帯電話・スマートフォンの使用に関する家庭でのルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上につながるネット教材の作成
	学校ネットパトロールの実施
	SNS 等を活用した相談の実施
	いじめやネットの問題の解決に向けた、児童生徒の主体的な取組としての児童会生徒会交流集会の実施
啓発	人権週間中に行う「じんけんふれあいフェスタ」の開催
	「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）や「ハートフルセミナー」（県民対象）の実施
	（公財）高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施
	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への助成
	啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示
	マスメディアを通じた啓発
	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施
インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどへの対応	「市町村人権啓発担当者研修会」の実施
	子どもの不安や悩みに関する「電話相談・来所相談・出張相談・Eメール相談」の実施

※「インターネットによる人権侵害」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の164～168ページ参照

達成目標

取組の内容	H31	H32	H33	H34	H35	達成目標 (H35年度)
インターネットの利用の正しい知識や自分が被害に遭った場合に対応できる力を身につけるための取組						インターネットを利用する際に、人権意識を持って利用ようになる。 ○「インターネットによる人権侵害」に関する研修会（県民対象）を5年間で2回以上実施する。 ○コラムを5年間で2回以上新聞に掲載する。
○インターネット等の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーに関する情報モラル教育や人権に関する学習 ○児童生徒の主体的な取組の推進						「人権教育に関するアンケート」の「フィルタリングの設定」や「携帯電話等の利用に関する家庭でのルールづくり」の項目において、平成28（2016）年の調査結果を上回る。 （最終的な目標は100%であるが、平成34年度における当面の目標として設定しています。） ※平成34（2022）年に実施予定の「人権教育に関するアンケート」で検証 ※「高知家の子ども見守りプラン」

※平成28（2016）年度実施の「人権教育に関するアンケート」結果

- 「フィルタリングを設定している」（保護者回答）
小学校（72.8%）・中学校（64.5%）・高等学校（54.2%）
- 「家庭でのルールづくりをしている」（児童生徒回答）
小学校（69.3%）・中学校（66.4%）・高等学校（47.6%）

【企業等に期待する取組】

インターネットによる人権侵害についての認識・知識を深める取組を期待します。

- ☐ 職場におけるインターネットによる人権侵害に関する自主的な研修の取組
- ☐ 県や市町村等が実施するインターネットによる人権侵害に関する講演会や研修会への積極的な参加と協力
- ☐ プロバイダ等については、削除要請があった場合の迅速な対応

【県民に期待する取組】

被害者にも加害者にもならないために、ルールを守ったインターネットの利用を期待します。

- ☐ 家庭や地域における自主的な学習の取組
- ☐ 県や市町村等が実施するインターネットによる人権侵害に関する講演会や研修会への積極的な参加と協力

10 災害と人権

災害や復興における人権課題については、平成 17（2005）年に、「防災基本計画」に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、「男女共同参画基本計画」（第 2 次）において、新たな取組を必要とする分野の一つとして、防災（災害復興を含む）を位置づけています。

また、「男女共同参画基本計画」（第 3 次）（平成 22（2010）年 12 月、閣議決定）では、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重点分野の一つと位置づけ、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る」としています。

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、避難生活のなかで、特別な支援や配慮を必要とする災害時における要配慮者※110 や女性への配慮が行き届かない状況が問題になりました。避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで、当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

こうした状況を踏まえ、平成 23（2011）年 12 月及び平成 24（2012）年 9 月の中央防災会議において、「防災基本計画」が修正され、避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画の推進等が位置づけられました。

近年、国際社会において、「災害リスク軽減」※111 という概念とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されていることもあり、国は平成 25（2013）年 5 月、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定し、地方公共団体における男女共同参画の視点からの自主的な取組を推進することを示しています。

また、要配慮者が、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係などから、自宅での生活を余儀なくされるなど、様々な課題が浮き彫りになったことから、平成 25（2013）年「災害対策基本法」が改正され、市町村等に避難所における良好な生活環境の確保に努めることが求められるようになりました。この取組の具体化に向け「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が策定され、さらに、平成 28（2016）年には「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が作成されました。

差別事象として、福島第一原子力発電所事故により、周辺住民への避難先における風評に基づく差別的扱いや学校での子どもへのいじめなど、根拠のない思いこみや偏見による人権侵害の深刻な事案が発生しています。こうした事態を受け、平成 29（2017）年に「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」で避難している児童生徒に対するいじめ防止のための対策が法律に位置づけられ、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定にも盛り込まれました。

※110 「要配慮者」：「災害対策基本法」第 8 条第 2 項第 15 号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と規定されています。

※111 「災害リスク軽減」：災害が起こる前に、災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じる、もしくは、自然現象による悪影響や被害を防ぐ、又は最小限にすることを目的とした対策を講じることです。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

(1) 現状と課題

本県では、近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、平成20(2008)年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定しています。^{※112}

現在、防災・減災に関する様々な施策を推進しており、東日本大震災時の人権侵害の事例なども教訓として、要配慮者への配慮や、男女のニーズの違い等男女双方の視点への留意などに関する取組をしています。

具体的には、地域防災計画に要配慮者等への配慮の必要性を記載するとともに、避難行動要支援者^{※113}の個別避難支援プランの策定・見直しの支援、災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインや避難所運営の手引きの改訂、避難所運営訓練の実施、心のケア体制の整備、福祉避難所の指定促進等の対策を推進しています。

また、社会福祉施設の防災対策や、災害時にボランティアを受け入れるための「災害ボランティアセンター」の体制づくりは人権に配慮した人づくり・ものづくりになっています。この他、要配慮者の避難支援対策として、「避難支援の手引き(平成25(2013)年度作成)」の活用周知や平成27(2015)年度からは「要配慮者避難支援対策事業費補助金」制度を整備しています。在住外国人への防災・災害情報の提供として、南海トラフ地震対策パンフレット(5か国語)・携帯カード(6か国語)・高知市津波ハザードマップ(3か国語)の配布、災害時ラジオ放送原稿の収録にも取り組んでいます。

平成29(2017)年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、地震など災害が起こった場合に人権上の問題点として、「避難生活でプライバシーが守られない」、「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる」、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる」、「要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない」などが上位となっています。(図11)。

ハード・ソフトの両面への取組も含め、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全ての人のプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進していくことが必要となっています。

※112「県策定の防災・災害対策関連の条例など」：「高知県地域防災計画」の「一般対策編」及び「地震及び津波災害対策編」は平成26(2014)年に、「火災及び事故災害対策編」は、平成24(2012)年に修正。

「高知県南海地震対策行動計画」は、平成21(2009)年4月策定。平成25(2013)年6月に第2期計画を策定し、「高知県南海トラフ地震対策行動計画」に名称を変更しました。その後、第2期の取組で見えてきた課題を克服するため第3期計画(平成28(2016)年度から平成30(2018)年度まで)を策定し、さらに、平成28年4月に発生した熊本地震での知見も反映させる見直しを行いました。

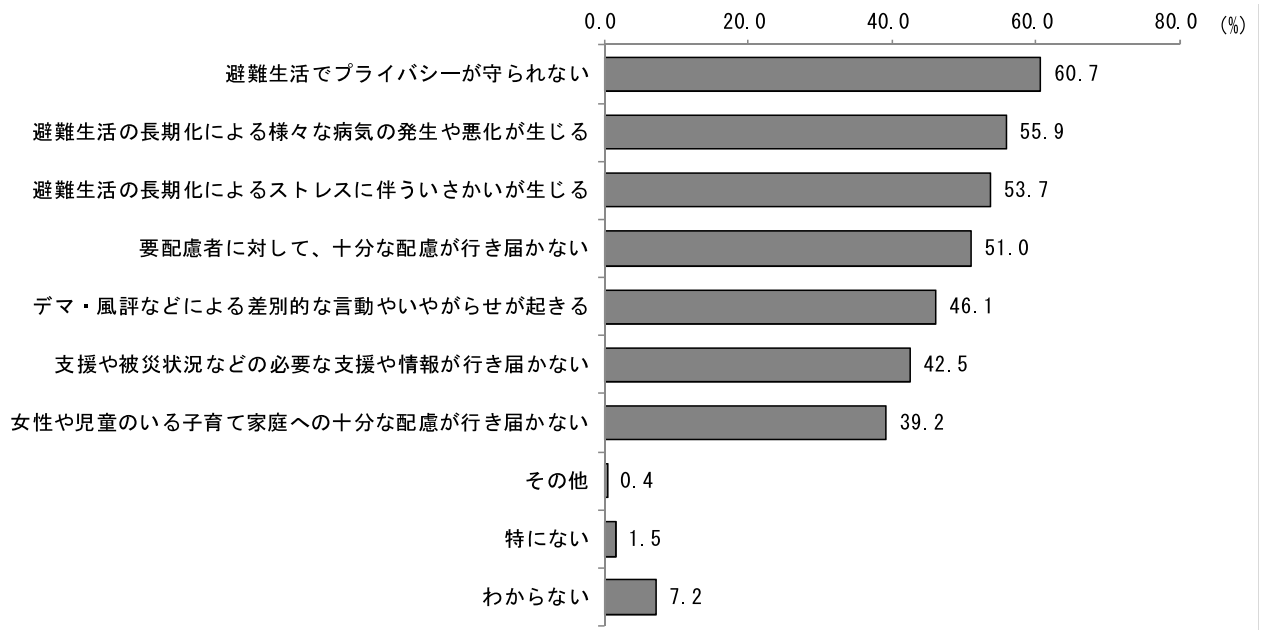
「第2期 日本一の健康長寿県構想」(平成24(2012)年2月策定)では、「南海トラフ地震対策の加速化・強化の取り組み」についても掲げています。

なお、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」(平成20(2008)年3月策定)については、平成26(2014)年3月の改正で「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に名称を変更しています。

※113「避難行動要支援者」：要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいいます。

図 11 災害が起きた場合の人権上の問題点（％）

- 地震など災害が起きた場合に、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
（○はいくつでも）



（２）人権侵害の主な事例

※東日本大震災時に人権への配慮が十分に行き届かなかった事例

- 高齢者、障害者などの要配慮者について、情報伝達、避難支援、避難生活等、様々な場面で対応が不十分な場面があった。
- 避難所によっては、女性が授乳や着替えをするための場所がなかった。
- 避難所において、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた。
- 原発事故のあった福島県からの避難者が、ホテルで宿泊拒否をされたり、ガソリンの給油を拒否された。
- 原発事故のあった福島県からの避難者の小学生が、避難先の小学校でいじめられた。

（３）推進方針

災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現を図ります。

- ①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
- ②人権の視点にたった災害時の対応に関する体制づくりの推進

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

(4) 今後の取組

【県の取組】

災害時には一層、人権に配慮できるようにするための教育・啓発を実施し、県民が安心して生活が送れるための取組を推進します。

ア 教育

災害時において、自らの命を大切にすることはもちろん、他者の命や人権も大切にすることを推進します。

(ア) 就学前教育

日々の生活を通して、命の大切さに気付くとともに、災害から身を守ることができる態度や能力を育む保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

防災教育の実施に加え、避難所におけるプライバシーの保護、要配慮者や女性の避難所生活での配慮について、過去の事例などを活用して、自分の在り方について考えさせる学習を実践します。

(ウ) 社会教育

災害時に、避難所において要配慮者等の人権を尊重するための知識と対応力を身に付ける学習や訓練、根拠のない思い込みや偏見で風評被害等が起こらないよう、正しく情報を得る力を育む学習など、内容の充実を図ります。

イ 啓発

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、県民の一人ひとりが人権への配慮についての認識を深める啓発活動を推進します。

(ア) 講演会や研修会の開催など

企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、災害時においても人権が守られ安心して生活が送れるよう、人権への配慮についての啓発活動を推進します。

(イ) 広報活動

あらゆる機会やマスメディアを活用し、災害時の人権への配慮についての広報活動を実施するとともに、情報・資料の提供を行います。

ウ 災害時の対応

災害時の相談、支援、情報伝達、避難所などの体制の構築や運営に当たっては、人権に十分配慮しながら実施します。

(ア) ハード面の充実

社会福祉施設の防災対策や、要配慮者等に対応した避難所の整備（福祉避難所の指定促進など）を推進します。

(イ) ソフト面の充実

避難所の運営や訓練、心のケア体制の整備、災害ボランティアセンター設置のためのノウハウの蓄積や県域支援体制づくりを通じて、人づくり、ネットワークづくりの充実・強化を図ります。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修への支援
	教職員対象の「人権セミナー」や「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	教職員の校内研修を支援する「人権問題学習学校支援事業」の実施
啓発	人権週間中に行う「じんけんふれあいフェスタ」の開催
	「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）や「ハートフルセミナー」（県民対象）の実施
	マスメディアを通じた啓発
災害時の対応	災害発生時の要配慮者避難支援のための福祉避難所の指定促進、避難所の運営体制の充実・強化
	社会福祉施設の高台等への移転支援・在宅障害者向け避難スペース確保のための支援
	新規施設の指定、既存施設の更新の際に、防災マニュアルの確認や指導を実施
	自治体職員や住民を対象とした避難所運営訓練「HUG」の普及※114（年4回の研修実施）
	「災害時における要配慮者避難体制」の構築の促進
	県民及び市町村職員等に対する「防災救助に関連する研修会」の実施
	災害時の心のケア体制の整備
	災害時のボランティアの派遣体制の整備

※「災害と人権」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の169～173ページ参照

※114「避難所運営訓練（HUG）」：HUGは、H（hinanzyo 避難所）、U（unei 運営）、G（game ゲーム）の頭文字を取ったもので、避難所運営をみんなで考えるための一手法として静岡県で開発されました。この訓練では、避難者の年齢や性別、それぞれが抱える事情が書かれたカードを使って、高齢者や障害者など要配慮者への対応や、炊き出し場や仮設トイレといった生活空間の確保、視察や取材対応など、避難所で起こる様々な出来事に対して、グループ内で意見を出し合いながら避難所の運営を模擬体験します。

達成目標

取組の内容	H31	H32	H33	H34	H35	達成目標 (H35年度)
○市町村の福祉避難所のさらなる指定促進のため、最低限必要となる備蓄物資の購入助成 ○一般避難所での要配慮者スペースの設置、拡充						県内全市町村の避難所で受入必要人数を確保できているとともに体制の強化が図られており、災害時における要配慮者の避難支援対策の取組が進んでいる。 【平成29（2017）年度状況：34市町村204施設】
要配慮者への対応等避難所運営をみんなで考える訓練の普及						地域の防災リーダーにより、人権に配慮した避難所運営ができるようにする。5年間で20回以上の研修を実施する。 【平成29（2017）年度実績：3回開催】

【企業等に期待する取組】

災害時に、命を守り人権を尊重する体制づくりを促進することを期待します。

- ☐ 職場における災害と人権に関する自主的な研修の取組
- ☐ 県や市町村等が実施する災害と人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

災害時の人権への配慮についての認識を深め、県民一人ひとりが配慮ある行動をすることを期待します。

- ☐ 災害時の特別な状況においても、人権意識を持って対応できるよう、日常から災害時に特に配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児や女性への配慮について心がける意識の醸成や対応
- ☐ 身近なところでの学習会開催や訓練参加などの自主的な取組
- ☐ 県や市町村等が実施する災害と人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

11 性的指向・性自認

人の恋愛や性愛の対象（性的指向）は様々で、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人などがいます。また、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識、いわゆる性自認（心の性）が一致しないため、社会生活に支障が生じる性同一性障害の人もあります。こうした多様な性に対する無関心や誤った認識が、偏見や差別を生み出し、性的少数者が、職場や学校などで不適切な扱いを受け、生きづらさを感じていることがあります。

また、内閣府が平成 29（2017）年 10 月に実施した「人権擁護に関する世論調査」によると、性的指向や性同一性障害に関する人権問題として、「差別的な言動をされること」が約半数にのぼるほか、「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「就職や就学で不利な扱いを受けること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」、などの回答が多くなっています。（図 12、図 13）

国の動きとしては、平成 16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」^{※115}で、一定の要件を満たせば、性別の変更ができるようになりました（平成 20（2008）年の改正により条件を緩和）。

また、「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27（2015）年 12 月閣議決定）では、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々への対応として、人権教育・啓発活動の促進や相談体制の充実等が盛り込まれ、また、平成 29（2017）年には厚生労働省が、「男女雇用機会均等法」第 11 条に基づく「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成 28（2016）年 8 月厚生労働省告示）において、性的指向または性自認に関するセクシュアル・ハラスメントも対象となると明示しました。

こうした動きを受けて、一部の自治体や企業では、同性カップルを婚姻に相当するパートナーと認めるなど、性的少数者の権利を保障する取組も見られるようになりました。

学校においては、平成 27（2015）年 4 月に文部科学省は、性同一性障害や性的少数者の児童生徒への対応にあたっての具体的な配慮事項等をまとめた「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県等に通知しました。また、いじめ防止対策推進法に基づく「いじめ防止等のための基本的な方針」に性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止への対応が明示されました。

※115 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」：平成 15（2003）年 7 月公布。生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的には他の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについて必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の診断が一致している者を「性同一性障害者」とし、そのうち、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に子がいない等の要件を満たす者について、家庭裁判所がその者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができることとされました。審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、他の性別に変わったものとみなすとともに、その効果は審判前に生じた身分関係、権利義務に影響を及ぼすことがないものとしています。また、審判を受けた者は、新戸籍を編製することを基本とし、戸籍の続柄の記載の変更手続きを行うこととしています。

図12 性的指向に関する人権問題（％）
（内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成29年10月調査より）

- 性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
（複数回答）

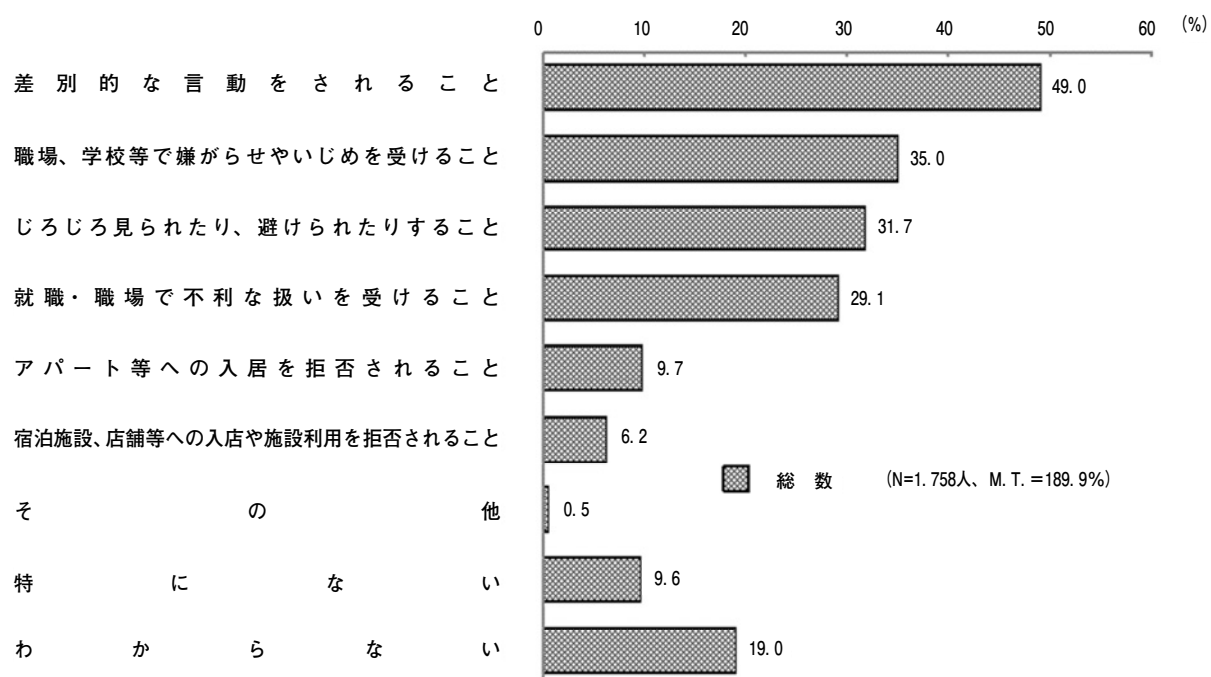
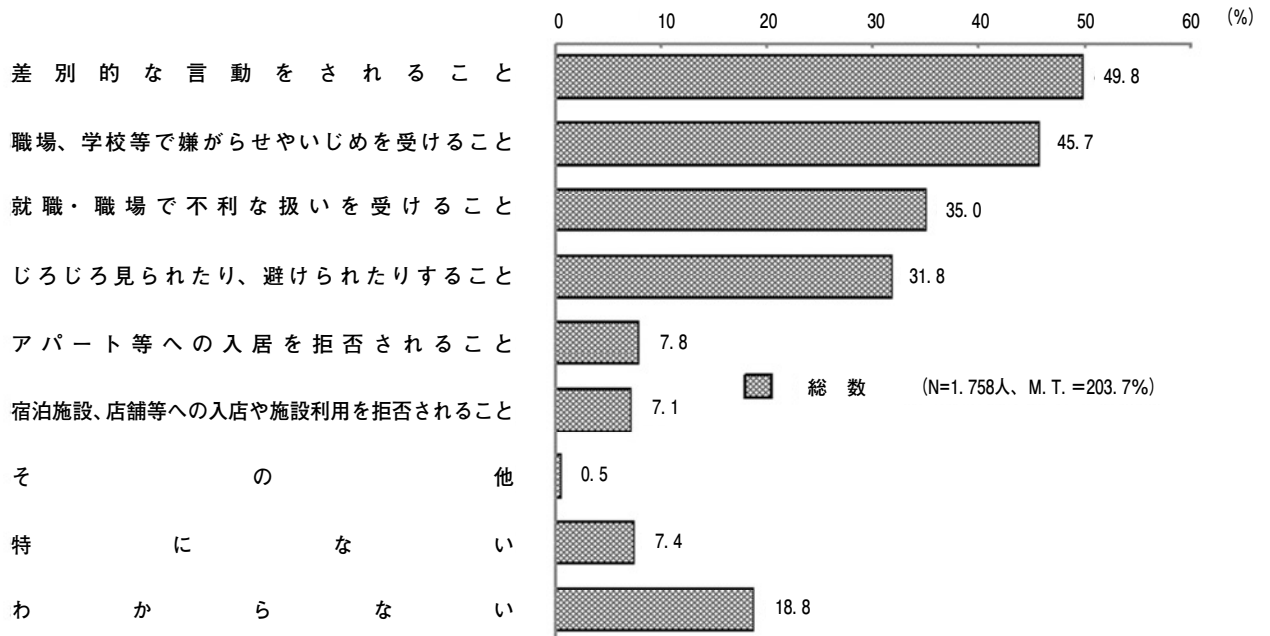


図13 性同一性障害者に関する人権問題（％）
（内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成29年10月調査より）

- 性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
（複数回答）



（１）現状と課題

本県では、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するための教職員への多様性についての理解を深める取組の促進など、学校として必要な取り組みを進めています。

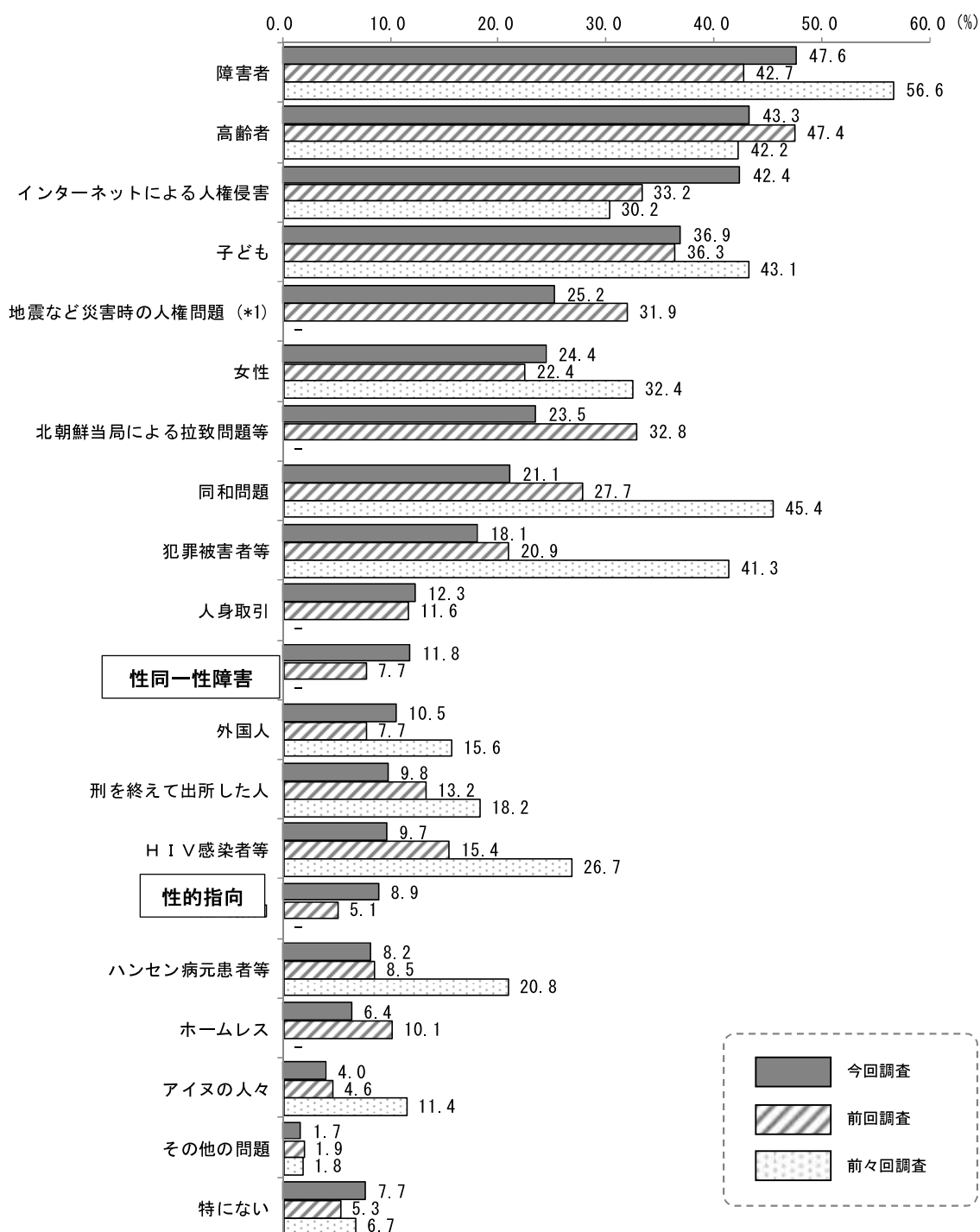
県民や企業に対しても、性的少数者の人権に関する講演会や講座の実施、啓発資料の配付など、この問題に対する理解や認識を進める取組を行ってきました。

平成29（2017）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、関心のある人権問題として、性同一性障害と性的指向を挙げた合計は20.7%と前回調査より7.9ポイント増加し（図14）、県民の関心も高まってきています。また、こうち男女共同参画センター「ソーレ」に寄せられた相談件数のうち性的指向や性自認に関する相談件数（平成28（2016）年から統計を開始）が、平成28年は67件、29年は30件あったこと（表17）や、全国的にみると法務局や地方法務局に寄せられた性的指向や性同一性障害の差別待遇や強制・強要に関する相談も一定あること（表18、19）からも、相談体制の充実など問題を抱える人を相談窓口につなげる取組を行う必要があります。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

図 14 関心のある人権問題 （平成 29 年度人権に関する県民意識調査 高知県）

●日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものはどれですか。
（〇はいくつでも）



*1 「地震など災害時の人権問題」は、前回調査「震災における風評被害等による人権侵害」との比較。

表 17 性的指向や性自認に関する相談件数

(こうち男女共同参画センター「ソーレ」)

(件)

	28 年	29 年
相談件数	67	30

※ 統計を取り始めたのは平成 28 年から

表 18 性的指向や性同一性障害の差別待遇に関する相談件数

(全国の法務局・地方法務局)

(件)

	27 年	28 年	29 年
性的指向 (うち高知地方法務局分)	52 (0)	55 (0)	45 (0)
性同一性障害 (うち高知地方法務局分)	127 (1)	105 (1)	103 (0)

※ 統計を取り始めたのは平成 27 年から

表 19 性的指向や性同一性障害の強制・強要に関する相談件数

(全国の法務局・地方法務局)

(件)

	27 年	28 年	29 年
性的指向 (うち高知地方法務局分)	25 (0)	19 (0)	9 (0)
性同一性障害 (うち高知地方法務局分)	30 (0)	14 (0)	10 (0)

※ 統計を取り始めたのは平成 27 年から

(2) 人権侵害の主な事例

※ 法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的な事例

ア 差別待遇に関する事例

採用試験において、性同一性障害者に対する不適切な質問事項があった。

イ 強制・強要に関する事例

戸籍上は女性であるが、医師に性同一性障害と診断されている者から、職場において男性用施設（更衣室等）を使用させてもらえず精神的苦痛を受けた。

(3) 推進方針

社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。

①性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進

②性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談や支援体制の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくするために、多様な性について理解を深める教育・啓発を推進し、誰もが自分の性を尊重され、「自分らしく」生きられるよう相談・支援体制の充実を図ります。

ア 教育

多様な性について理解を深め、性の多様性を尊重した教育を推進します。

(ア) 就学前教育

友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心情を育むための保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

児童生徒の発達段階に応じ、多様な性について理解を深める教育を行うとともに、誰もが協調して生きる態度の育成に努めます。

また、多様な性に対する教職員自身の理解を深め、児童生徒に適切な支援を行えるよう校内支援体制の充実を図ります。

(ウ) 社会教育

社会教育諸学級や各種団体などにおいて、多様な性について理解を深めるため、学習機会の充実と情報の提供を行うとともに、人権意識の高揚を図ります。

イ 啓発

多様な性に対する理解を深める広報や啓発活動に努めます。

(ア) 講演会や研修会の開催など

高知県人権啓発センターが実施する「ハートフルセミナー」、講師派遣事業による研修や「人権週間」の催し等を通じて、多様な性への理解を深める啓発活動を行います。

(イ) 広報活動

あらゆる機会やマスメディアを活用し、多様な性についての広報活動を実施するとともに、広報誌等の作成・発行など、情報・資料の提供を行います。

ウ 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別に対する相談・支援体制

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別に対する相談窓口として適切に対処するとともに、地方自治体及びその他の関係機関並びに民間の性的少数者支援団体等が連携しながら、途切れることのないきめ細かな支援を実施します。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修への支援
	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	教職員の校内研修を支援する「人権問題学習学校支援事業」の実施
啓発	講演会や講座の実施
	各種団体等の依頼に応じ、人権啓発センター等が講師として性的指向・性自認に関する講座を実施
	広報活動の推進
	マスメディアを通じた啓発
	性的指向・性自認に関する啓発を推進するグループ・団体等の事業を助成
相談・支援体制の充実	男女共同参画センター「ソーレ」における相談窓口の充実

※「性的指向・性自認」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の174～177ページ参照

達成目標

取組の内容	H31	H32	H33	H34	H35	達成目標（H35年度）
性の多様性についての啓発・広報活動の推進						社会全体が性的少数者に対する差別や偏見をなくし、多様性が尊重される社会が実現されている。 「性的指向・性自認」をテーマに少なくとも1回は実施する。アンケート結果で「理解が深まった」が80%以上となる。（最終的な目標は100%であるが、平成35年度における当面の目標として設定しています。）
	講演会や研修の実施					
	広報活動の推進・マスメディアを通じた啓発					

【企業等に期待する取組】

性の多様性について理解を深め、適切な配慮がなされるよう積極的な取組を期待します。

- ☐ 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別がなく、働きやすい職場環境づくり
- ☐ 性の多様性を理解するための企業における自主的な研修の実施
- ☐ 県や市町村等が実施する性の多様性に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を解消するための自主的な取組を期待します。

- ☐ 身近なところでの学習会や交流会開催・参加など、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を解消する自主的な取組
- ☐ 家庭生活、地域の活動における性的指向や性自認を理由とした偏見や差別の解消など、日常生活における実質的な多様性の実現
- ☐ 県や市町村等が実施する性の多様性について理解を深める教育・啓発活動への参加と協力

12 その他の人権課題

これまでにあげた個別の人権課題のほかにも、次のような人権課題があります。

なお、こうした人権課題についても、国と連携を図りながら本県の状況に応じて取り組んでいきます。

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

平成9（1997）年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されましたが、いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分でなく、様々な偏見や差別が残っているため、アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し認識を深め、偏見や差別の解消を目指して、啓発等が行われています。

(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」※116が実施されるなど、様々な取組が行われています。

また、平成28（2016）年12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が施行され、平成29（2017）年12月には、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

県では、国の計画を踏まえ、県の実情を考慮し、基本的な方向性や県の施策等を定めた「地方再犯防止推進計画」を策定し、刑を終えて出所した人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯の防止等に関する取組を推進します。

※116「社会を明るくする運動」：この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26（1951）年に法務府（現法務省）は、「社会を明るくする運動」と名付け取り組むことにしました。なお、第60回（平成22（2010）年）からは、新名称「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」が定められています。

（３）北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。

平成 18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行されました。この法律は、国や地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしており、12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会をあげて取り組むべき課題とされるなか、この問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発が行われています。

（４）ホームレス

自立の意思がありながら、様々な事情から、路上での生活を余儀なくされる人々が存在しています。ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあり、嫌がらせや暴行事件なども発生しています。

こうしたホームレスの人々の自立を支援するために、平成 14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、翌平成 15（2003）年には、法律に基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しています。

地域社会においてもこの問題についての理解を深めるとともに、ホームレスの人々の自立支援等に努めることが求められており、そのための取組や啓発が行われています。

（５）人身取引

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。特に女性や子どもなどが被害者となる場合が多く、日本でも、外国人（特に女性）が強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられているという事例が報告されており、日本は人身取引の受入国の一つとして、国際社会から批判を受けています。

国は、「人身取引対策行動計画」を策定し、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。

（６）他の人権課題

職場でのパワー・ハラスメントなどの様々なハラスメントについては、労働者の人権を守るため行政機関や企業等において、ハラスメント問題についての認識を深める啓発、研修や相談窓口の設置などの取組が行われています。

また、他にも、自死遺族に対する人権侵害、貧困問題、プライバシーや個人情報の保護などの人権課題があり、これらの人権課題に関する取組が行われています。